

令和3年3月15日（月曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番	矢 野 依 伸	3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番	澳 本 哲 也	11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	宮 川 茂 俊	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	川 村 一 秋
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	川 村 雅 志
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	土 居 雄 人
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 課 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	橋 田 麻 紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あゆみ

令和3年3月第16回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和3年3月15日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

令和 3 年 3 月 15 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

遅刻者の報告を致します。

山崎正男君から遅刻の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、中島一郎君。

13 番（中島一郎君）

おはようございます。

朝一の一般質問は初めてでございますので、執行部の皆さん、ひとつよろしくお願いを致します。

今回、議会定例会におきましては、水産業の振興、農業の振興、防災対策の 3 問について質問をさせていただきます。

まず初めに、水産業振興について。

本町の漁業は伝統の近海カツオマグロ漁業をはじめ、釣り、のべ縄、定置網などの沿岸、沖合漁業で生産体制が取られてきました。このような漁業が存在しながらも、近年は燃油、資材の高騰変動など、漁業者の高齢化や就業者の確保など多くの課題を抱える中で、さらに昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大による消費の落ち込みで、魚価の低迷が続いています。

本町においても、令和 3 年度を迎え、最上位にある黒潮総合戦力の基本方針を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症対策とともに、産業部門では漁業生産の維持向上を図ることが喫緊の課題となっています。

このことから、まず初めに沿岸漁業の振興策について質問を致します。

平成 29 年度から、計画的にイセエビ類の増繁殖を図るために投石魚礁設置工事を実施してきました。令和 2 年度おきましても、当初予算で 1,480 万円が予算化をされていました。

この工事概要と、関連団体が実施した事業効果の調査の評価とともに、事業の継続についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

おはようございます。

それでは中島議員の、投石魚礁の事業効果と事業継続に関するご質問にお答え致します。

令和 2 年度の投石魚礁整備につきましては、本年 2 月に上川口地区において、1,000 立米の鉄鋼スラグ礁を整備致しました。効果検証につきましては、平成 29 年度に整備しました佐賀地区、昨年度に整備致し

ました灘地区においてイセエビの生育状況について経過観察を行っており、両地区共に、餌生物の定着、増殖、およびイセエビについても定着を確認しているところです。

本年度につきましても調査は実施継続しているものではありますが、まだ結果が出てきておりませんが、漁業者から新設しました魚礁においてイセエビの漁獲があった旨の報告が出ておりますので、魚礁整備の効果は見えてきているものと考えております。

事業継続につきましても、令和3年度当初予算において投石魚礁の整備について計上しており、本議会に上程しているところで、引き続き地区および沿岸漁業者の要望に基づいた投石魚礁整備を行う見込みでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

今、課長から答弁がありましたように、この投石事業は本当に私も事業効果が上がっていると思います。漁業者の人の話を聞きましても、地域別にですね計画的に行政は努力していただいて、投入をしているわけですが、来年以降も続けていきたいというお話でありました。それ、本当にありがたいことでございますが。

私もですね、自分ながらにこれは大変評価しているんですが。このイセエビは、今、課長から話がありましたように水揚げが向上してるという話がありましたが、自分ではこう数字を抑えてみますと。これは佐賀支所の場合でございますが、令和元年のイセエビの水揚げ高が7,300キログラムで、約2,400万円の水揚げがあります。そして令和2年度が9,000キログラムで、2,560万円の水揚げ高となっております。これ20年前と比較しても、この水揚げ量自体はですね、やっぱりそれほど落ちておりません。ただ、単価が当時は約6,000円ぐらいだったものが近年では3,000円程度ぐらいになっておりますので、水揚げ金額はですね、2分の1程度に落ちてるということでございます。考え方によれば、漁業者が減少する中でもそういうふうな一定の水揚げ量があるということは大きな成果になっていると思います。

ただ、私がひとつ考えているのは、今課長の説明にもありましたように、鋼製のスラグを今投入しているわけですね。これは比重が重いからそういう効果的なことはあるがですけれども、これは非常に単価が高い。実質的には。

以前は、この自然石、割石を投石した経過があるわけですがけれどもこの事業効果というのは、私ながらの考えで大変申し訳ございませんけど、それほど変わらないと思うわけですね。

今、漁業者の方が望まれているのは、今課長からもありましたように、佐賀地区からずうっと順番に来て、今年上川口まで来たわけですが、その漁をやはり一定、これはどれぐらいの漁が増えるか分かりませんが、約倍ぐらいになるがやないろうかと思うわけですね。考え方によったら。

だから、その自然石を大きい石を放り込めばいいわけですね。従来は1トン、2トンでありましたものを3トン、5トンに変えれば、理屈は一緒になるわけですので。そういうやっぱり量を増やして、イセエビを生息する場所を増やしていく。そういう方向性も考えていった方がいいのではないかと思うわけです。これは、ただ補助事業の関係がありまして、これは関係団体との関係があると思いますけれども、やっぱり方向性の見方から考えた場合に、そういうこともひとつ検討ができないか。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

中島議員の再質問にお答え致します。

まず、その鉄鋼スラグについてです。まず天然石と比較したときに、実際単価としては、若干ですけれどもスラグの方が安くて、実際投入する経費としてもこちらの方が有利ということで。

まず我々、その鉄鋼スラグを導入する際にですね、佐賀地区において初めて整備したわけですが、それぞれ投石、いわゆる天然石の投石も隣に行いまして比較をしたわけです。その状況によると、その餌生物、それからイセエビの定着。それらも観察していますが、同等の評価が出ております。

となると、鉄鋼スラグの方が同等の成果が得られて単価も安いということで、鉄鋼スラグを導入するという方向で我々取り組んでいるところです。

まず、大きさの関係ですが、まず1トン程度ということで、まず漁業者が一番整備する場所というのは、今高齢化するその漁業者の中 devenir べく浅瀬に整備するというのが、漁業者にとっても非常に漁業活動がしやすいというところで、いろいろ意向を聞きながら行っていますが、浅瀬になるほどいわゆる波の影響を受けて、散らばりかねないという状況なんかも考慮しながらですね、一番影響の少なく、鉄鋼スラグが飛び散らないような状況、まして、その大きさについても波の影響を受けない1トン程度というところが、今のところ一番効率的ではないかということで、今、整備を進めているところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島一郎君。

13 番（中島一郎君）

今、課長の方からありましたように、鉄鋼スラグの方が安いというお話がありましたが、これは若干、見解の相違がありまして。

この天然石をどこから取ってくるかということによっても全然違ってきますので、この設定がですね、従来は小豆島が大体花こう岩の名所でありますので、そちらからすれば運送費が相当掛かってきます。運搬費がね。それが県内にあれば、それが3分の1でいくがですね。いろいろ、そこらあたりの条件の違いがありますので、課長が言うことも十分理解はしております。

それと、鉄鋼スラグの比重は幾らですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

鉄鋼スラグの比重について、ちょっと数値的には今頭になくて申し訳ないがですけど、ちょっと、天然石より少し軽めということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

同じようにですね、今年度種苗放流事業で、これはアマダイ等の放流ですけれども 367 万円が予算化をされていました。

この事業実績と、今後の放流計画についてお尋ね致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、種苗放流事業に関するご質問にお答え致します。

放流種苗の対象となっているアカアマダイおよび、ナマコに関して回答させていただきます。

アカアマダイは、平成 28 年度から種苗放流を開始し、これまで 4 回放流を実施しております。今年度は、佐賀地区において 1 万尾の放流を 2 月に実施をしております。

また、入野地区におきましては、平成 30 年度からナマコの放流を実施し、現在、資源の定着および育成状況を調査しているところです。

令和 3 年度につきましても放流事業を継続し、アカアマダイ 1 万尾、ナマコ 1,000 尾の放流を予定して、当初予算に費用を計上して本議会に上程しているところです。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

アカアマダイについてですけれども、平成 28 年度から 4 回の放流をされた実績があるわけですが、これは行政の方もなかなか努力をしていただきまして、山口県の水産試験場との協力いただいて随時この放流事業がされているわけですが、県下でもこういう事業をやっているのは黒潮町だけだと思います。

これはやっぱり、山口県の水産試験場と黒潮町との信頼関係、それに尽きると思うわけですね。他県について、他県に 1 万匹のアマダイの売買が、契約ができるというのは、すごいことだと思います。

漁業者の方に話を聞きますと、このアマダイ、アカアマダイが近ごろ、稚魚が若干大きくなったやつが非常に多くなった。大体、成魚となるには 4、5 年ぐらいかかると思いますけれども、もう 2、3 年ばあしたら結構、商品価値のあるのが釣れるがじゃないだろうかというようなお話も聞きました。これは大変うれしいことでございまして。この事業をもうちょっとこう、1 万匹ですけれども、これは相手方があっての契約ですのでそう上手くはいかないと思いますけれども、できればもうちょっと増やしていただきたい。

話によると、山口水産試験所の方から、こちらの方の稚魚をですね、親を取ったやつを向こうの方へ向いて稚魚を取るようにですね。そういう魚の交換といいますか、いろいろなそういう手だてもしたいような、そういうお話もあったようなことを聞いておりますので、両方が協力関係を築き上げて、そういうふうな形で物事が進んでいけばなと思います。

ただ、これも黒潮だけでは、先日の澳本議員の答弁の中で課長が言っていたように、やはり黒潮の海岸へ放流しても、隣町の四万十町、それから四万十市辺りへでも、海域にはそれは当然行くわけですので。効果を上げるには、やはり周囲のそういうお互いが共有した形で放流事業というのはやっていく方が効果が上がるわけですので、やはりここにもう一つ大事なものは、県がもうちょっとこう主体性いいですか、そういう形のものができないかという考え方、いつも持ってるわけですが。

そういう要請等をしたことがあるのか。今後、そういう要請ができないかということで、答弁をお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

中島議員言われたところ、そのとおりだと思います。放流事業、本当に1万尾というものが、この太平洋の一部に放流されてどれだけの効果があるかっていうことについては、ある面、海の中っていうのは分かりにくいところがいっぱいあります。ただ、漁業者から中島議員も聞かれているとおり我々も感じているのは、漁業者からのやっぱり意向、意見。それから、その実績の状況。生で感じる場所は、やっぱり小さい幼魚で2年前に放流したものが今の若干釣れたりとか、ものが見えているってということで判断するべくしているところですが。

今回は、出ているということもありますけれども、今のこの漁獲実績を見てみても、比較的ぐうっと伸びているという状況ではないです。まあ並み、資源としては確保されている程度です。それでも、今から期待できる部分が大きいところもあります。

まして、我々は幡東水産振興会とかですね一定漁業者の市町村を超えた集まりもありますし、その中で県全体の中での取り組みとして、また要望活動として、今まで実績として、ちょっと今思い浮かべるに、この種苗放流ということに関してはちょっとないような感じがありますが。

今からぜひ県等にもですね、こういう会合を通じて要望活動をして、高知県全体での種苗の資源の確保ということについて取り組んでいけたらと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

課長が今お話がありましたように、なかなか海のことは読めないわけで、今年の春にカツオ船が出航するときには、カツオの餌が今年は本当にないぜよ、高いもんになるぜよ、というようなお話がありましたけれども、蓋を開けてみますと九州から関東まで、非常にこうカツオの餌が取れるというような、なかなか読みにくい部分もあるわけですね。そのことには、単価も安くなるので一安心しているところでございますが。

それではですね、次に3番の、令和3年度に向けての水産事業振興のための目玉になる事業はないかということで、質問致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、令和3年度に向けた目玉となる新事業についてのご質問にお答え致します。

令和3年度における水産振興に係る新たな取り組みとして、2点説明させていただきます。

まずは、黒潮町産間伐材を用いた沈設魚礁の整備についてです。

本事業は、町内の林業事業者において十分に活用できていない枝葉の付いた間伐材を活用して魚礁を製作し、昭和から平成初期にかけて整備された沖合魚礁に設置するという事業です。既存魚礁の活性化を図るもので、効果があるものと考えております。

また、コンクリートブロックではなく間伐材を活用することで、沿岸資源に隠れ家を提供するのみなら

ず、木材を餌とするフナクイムシ等の餌生物の増殖が見込めることから、より安価で効率的な沿岸漁場整備が可能となると考えております。

加えて、本事業は林業における未利用資源を活用することから、沿岸漁業資源の保護培養のみならず、町内林業に対する一定の波及効果を見込んでおります。

次に、小型イセエビの買上げ放流についてです。近年、商品価値の低い小型イセエビの水揚げが散見されており、これらが市場へ流通することで、浜値の低下および漁獲圧の上昇が生じております。

小型イセエビは再放流することで、翌年以降に商品価値の高い大型のイセエビとなることから、一定サイズ未満の小型イセエビを定価で買い上げ再放流することで、イセエビの浜値向上、資源の保護培養を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

やっぱり、聞けば目玉になる事業がありました。

課長から今ありましたように、間伐材の沈設魚礁についてちょっとお伺いしますけれども。これは木の枝葉が付いたやつを何に、コンクリートブロックやなしに下のアンカー部分にですね、これはどういう形になるのか。このイセエビの小型、商品価値のないものを取ったやつを補修して補助を出す事業ながですね。イセエビは小さいやつを、商品価値のないやつを補助で対応して、また放流して、成魚になるのを待つという理屈ですね。本当に資源管理から考えて大事なことで、先ほども言いましたようにこの投石事業と絡んで、漁業者の方もこういうふうに関心を持たれると思うんですね。ぜひ、この事業も単年度でなしに続けてやっていただきたい。

それから、この間伐材魚礁のこのアンカーの部分。要するに、枝のある木を多分中層か海面かどちらかに浮かすつもりだと思いますので、隠れ家を造るということです。そしたら、アンカーが非常に大事になってくる。いかりですね。それはどういう考え方を持たれてますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

まず、間伐材のサイズですが、大体 3 センチから 20 センチぐらいで、1 メートルから 1.5 メートルぐらいを想定しております。これを、ひと通り丈夫な縄というか、切れない縄に縛り付けて、重しについては、一定それが浮力を全部押さえるだけの重りを漁業者の方に言って縛り付けていただいて、それとともに、今、機能してない魚礁の上から投入して、そこへ落とし込んでしまうというような法則です。

この丸太といいますか、丸太も枝付きも含めてですね、一定の量をですね今機能していない魚礁の上に落とすようなことになりませんが、耐用年数として考えているのが大体 3 年です。大体 3 年間で、いわゆる餌生物によって分解されてしまうようになります。また、その投入した間伐材というのは大体 1 年をめぐりに浮力を喪失して沈んでしまうようになりますので、基本的に言えば、投入した間伐材が 1 年間持つような重しと、それから縄。縛り付けて、投入するというような形になります。

これについては実際取り組んでいる他県での状況もあるようでして、その実績等も含めて多分効果が出るものとは、我々見込んでいるところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

そしたら、投入の水深と、それから魚種。アジとかタイ狙いとか、何々狙いというところを教えてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

まず、投入する深さですが、大体 50 メートルから 80 メートルぐらい。これになりますと、波の影響を受けにくい状況になります。大体それぐらいの深さを予定しております。

また、基本的に魚として狙いとしては、やっぱりアジとかマダイとか、そういう定着する魚となりますが、もう全般的に住み着くようなすみかということにはなりません。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

大変新しい事業ですので、いろいろなことを創意工夫が必要だと思います。

以前にですね、昭和 58 年ごろから平成 2 年ぐらいだったと思いますが、その間に並型魚礁、4 メートル角のコンクリートブロックに、そのアンカーの部分にロープを付けて、いや、自体にですね間伐材魚礁を付けて投入をずっとやっております。それは、まあ末口が 10 センチから 20 センチ、高さが 4 メートルのやつを、1 つのコンクリートブロックに 80 本から 100 本付けてやっておりますので、そこらあたりも参考に、業務報告書を見たらちゃんと載っておりますので、参考にいただければと思います。

こういう事業をやるということは、私は行政と漁業者が結び付き、そして漁協の力も借ってですね、3 者一体になってやるということが非常に大切なことでございますので、失敗することもあり、成功することもあると思いますが、気長にいろいろと研究されて、事業の継続ができることを祈っておりますので、その点をひとつお願いしておきます。

それでは、続きまして 4 の方へ移ります。

高知県は水産業の将来展望として、高知マリンイノベーションの推進に力を入れています。これは県の機関である漁業指導者や水産試験場が漁業現場の課題、つまり漁業者の声を聞き収集して課題解決に取り組み、漁業生産の維持向上を図るとともに、AI などによる高度なデジタル化を活用することにもなっています。

ここで提言したいのは、本町の沿岸漁業の現状を、平成の初め、約 30 年前と比較をして考えてみますと、漁業経営における情報化や作業効率向上のためのデジタル化なども大切なことではありますが、もう少し地域で頑張っている漁業者の声を聞き、利用生産の維持向上を目指すことに重点的に取り組む姿勢が必要ではないか。

こんにちでは、新型コロナ感染拡大の影響により、魚種によっては不安定な価格設定となっておりますが、本来は魚を釣ってなんぼの世界であります。漁がなければ生活収入は望めません。少し古い考えかもしれませんが、もう一度原点に返り、少しでももうかる漁業の在り方を追求していかなければ基幹産業の衰

弱につながり、地域経済そのものが崩れることにもなります。このことを前提にして、平成 18 年 3 月の合併当時から休止となっている並型魚礁の設置や、国が事業主体のフロンティア漁場整備事業の計画はできないかということで何回か質問を重ねてきましたが、行政サイドは事業効果を考慮してか、なかなか前向きなお話をいただくことはできていません。

そこで、今回要望をしたいのは、昭和 50 年代以降に本町の沿岸漁業における漁場改良事業。これは並型魚礁や投石や、いろいろな事業ですけれども。その全体事業を見てみますと、県の事業として約 12 億円、旧佐賀町で約 9 億円、旧大方町で 10 億円の事業費投入がされています。

その中で、一例として佐賀沖の並型魚礁の投入場所については、平成 28 年 3 月に県の海洋調査船で漁業者の操業が収集している 17 魚礁分、これは 17 の個所ですね。の調査が実施をされました。投入場所は水深約 50 から 70 メートル程度でありますので、多分、並型魚礁は周囲に産卵をしているものと考えられます。

もう一度、技術的なこともあります、並型魚礁をピラミッド型に積み上げ、タイ、アジ類の水揚げ向上のために復元できないかということでございます。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、これまで投入された並型魚礁の復元についてのご質問にお答え致します。

当町沖合におきましては、昭和から平成初期にかけてコンクリートブロックなどを用いた沖合魚礁を整備しております。佐賀沖に整備された魚礁については、2008 年に実施された高知県水産試験場の音響調査により、一部魚礁が埋没し機能不全を起こしている可能性が指摘されております。

機能不全を起こしている魚礁については、何らかの方法で機能回復を図りたいと考えておりますが、設置水深が 50 メートルを超えるため、潜水士による探索作業に大きな危険を伴います。これに加え、経年劣化等によるコンクリートブロックの強度低下も予想されるため、クレーン船により引き上げ、再設置にブロックが耐え切れるかどうか。また破損する可能性があるなど、既存魚礁の復元工事の実施は技術的には大変困難な部分が多いと思われます。

町としましては、間伐魚礁の整備等により既存魚礁の再活性化を図るほか、ご質問いただいた魚礁の復元についても、有効な手段はないか検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

なかなか簡単にできる事業ではないと思います。

私も技術的な課題というのは相当あると思いますけれども、これはまだ全国でやってないわけですね。どこも。そのやってないことに、新たなことに挑戦するというか、1 つのきっかけを作るということは大変重要でございますので。今、課長の方からありましたように、水深が 50 から 70、80 ぐらいの所へ向いて投入しているわけですので不可能な部分もあるかと思っておりますけれども、こんにちの技術からしたら何かそこは打破されることが考えられるがじゃないろかという気持ちになりまして、一般質問を致しました。

そして、今、課長からありましたように、コンクリートのブロックが劣化するというお話が出ておりま

したけれども、それは多分現存して残ってると思います。以前もそういうことをやっておりましたので。

私が言うのは、せっかく 4 メートル魚礁を 50 も 100 も投入して、本当に課長が言う魚のすみかを造っていたものが、ピラミット型に。それが崩れて散乱して、場所によってはもうその砂の中に埋まってる部分とかいろいろね、あると思うんですね。そういうものを再度、ちゃんと 4 メートル角の魚礁には輪っかが付いておりますので、釣り鐘が。それに向いて引っ掛けて上げれば、それができるわけですので。

課長が先の答弁の中にありましたように、間伐魚礁のことも本当に新しいことで期待もしていますけれども、要するに下の魚礁をピラミッド型にして、その上に、課長ら行政が考えております間伐材魚礁が受ければですね、底物と中層の分で活用できるわけですね、そこ自体が。

そういうやっぱり、端的なものの考え方でなしに複合的に物事を考え、利用効果を上げるということで、ひとつその点を期待しておりますので今後よろしく願いを致しまして、次の質問に移ります。

5 番のカツオー一本釣り漁業についてです。

近海カツオー一本釣り 19 トン船と大型船は、長期化する慢性的な不漁に加え、2 年前のアニサキスの風評被害や昨年からの新型コロナウイルスの流行により需要が落ち込み、魚価低下を招き、漁業景気は一層厳しい状況となってきました。

こうした背景の中、土佐清水市、中土佐町所属の近海カツオ大型船 2 隻と、本町所属 19 トン型船 2 隻も廃業することになったと聞いております。

基幹産業であるカツオー一本釣り漁業を継承していくためにも、状況把握をしっかりと受け止めておかなければなりません。

まず初めに、県下でもいち早くカツオー一本釣り漁業の振興を図るために単独の支援策、カツオー一本釣り漁船人材確保支援事業を平成 31 年 4 月に発足されました。ちょうど 2 年が経過致しましたが、現段階での見込み対象者数と補助金額についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、カツオー一本釣り漁船人材確保支援事業の対象者数と補助額等についてのご質問にお答え致します。

令和元年度から開始しましたカツオー一本釣り漁船人材確保支援事業のこれまでの補助実績と致しましては、令和元年度に 1 名で、40 万円の補助を行っております。

令和 2 年度につきましては、カツオー一本釣り漁業者から 1 名を年度内に申請する旨の連絡があったところで、同様実施する見込みです。

また、令和 3 年度につきましては、新規でカツオ船に乗り込みした 5 名の船員がいる旨のカツオー一本釣りの漁業者から情報提供を受けておりますので、次期の出港に乗り組んでいただけることを期待するとともに、補助事業の実施時期となる令和 4 年 1 月末から 3 月に向けて、しっかりと準備を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

やはり、これはもう新しい事業でありますけれども、年度を重ねるうちに対象者が増えてきております

のでうれしいことであります。

この中でちょっとお聞きしたいのがですね、今、課長からもありましたように 1 年間、6 カ月以上カツオ一本釣りの漁船に従事した方で、生活資金として一人当たり 40 万円の補助金を支給されているわけですね。この 40 万円の支給について、カツオ一本釣りの漁期が 6 カ月以上の乗船の上、月額給料の支払いもあることから、一定比較ができていくともあるがですけども、農業振興の担い手等研修支援制度を見てみますとですね、大体月額 15 万円程度支給をされているんですね。

考え方によっては、比較して大変申し訳ないがですけども、少し開きがあるようにもちょっとこう私自身は感じたんですけども、このあたりのことについてどのように捉えているのか。

また、若干ですねこの引き上げる考えはないのか。

その点についてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

まず、農業の新規就労者の支援、それから漁業も同様です。15 万円というのは同様です。新規就労者の場合。15 万円の仮に 1 年間となれば、一定 180 万程度手に入るようになりますので、その新規就労者支援からすると、この漁業者に対する支援として 40 万円。これはですね、比較としてちょっと何とも言い難いところはありますが、漁業活動、特にカツオ漁船に特化したこの事業ではございます。特化した部分で、とにかくカツオ船というのも本当に厳しい業界ではありますし。また、なかなか新規就労者の確保がなかなか難しいという、そこへの対応として、まあ一時金として 40 万円を。1 回航海してですね、6 カ月以上乗り組んで次に乗り込む。2 年続けて乗り込むときにですね、そのときにも一時金として、その人に一定のボーナスというようなイメージだと思います。そういう形で渡すことによって、いわゆるカツオ船に特化して日本人の新規就労の乗り組みをぜひ行ってもらいたいというのが意図でして。

ちょっとそこで、とにかく比較するとちょっと安い面はありますけれども、一時金としてはうれしいんじゃないかと。とにかくそれによって一定の効果が見込めて、今回もうれしいことに 5 名が新しく、今まで 1 名やったのが 5 名、今度乗り組んでくれております。ぜひそれが、この一時金というような意味でも含めてですね、続けて乗ってもらうことを願っているところです。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

令和 3 年には 5 名が見込まれるということでございますので、これ大変うれしいことでございます。

それで、これも今課長からもありましたように、一時金でボーナス程度のもんじゃという答弁がありましたけれども、もうちょっと前を向いて考えてみますと、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年となってきたときに、カツオの乗船される方は、次そこで目指すのは専門職員ですね。例えば、航海士とか機関士とか。そういう役職としてやっぱり育ててもらわんと困るわけですね。そういうことを考えたときにですね、やはりその技術講習に相当なお金が、県外でやられておりますので、1 カ月ぐらいの講習を。相当、まあ個人が取得するに、そこにどうこうということも問題になるかもしれませんが、方向性としたら、そういうことも考えていかなければならない時期が近づいているのではないかと、私自身は思うております。

これは今後の課題でございますけれども、この一時金で切るのではなしに、何らか次のスタンスをぜひ行政の中でも考えていただければ、今後のこのカツオ漁船の乗組員確保のために役立つと思いますので、その点をお願いを致しまして、次に移ります。

世界に影響を及ぼしている新型コロナの感染拡大により、頼みの綱の外国人技能実習生に入国制限がかり、予定どおり来日できない状況が続いています。ここでは、漁業技能実習生を対象にお聞き致します。

既に今年に入り、2月1日に近海カツオ一本釣り大型船も出漁し、随時19トンのカツオ船も出漁しましたが、昨年の段階で技能実習生の受け入れ希望体制を取っていたものが不可能になりましたが、このあたりの影響と今後の見通しについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、新型コロナ感染拡大に伴う外国人技能実習生の来日見込み、および今後の見通しについてのご質問にお答え致します。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う入国制限などにより、技能実習生の新規受入れ、一時帰国ができないなどの影響が出てきているとの、カツオ一本釣りの事業者からの報告を受けております。新規の受入れは、相手国の流行状況などによるため何とも言い難い状況ですが、一時帰国については、今般の状況をかんがみ柔軟な運用が認められたところがあります。

高知カツオ漁協によりますと、新規受入れができないことによる実習生確保の問題につきましては、滞在資格を2号実習から3号実習に移行して滞在期間を延ばすことなどで対応したとのことでした。

令和4年以降の見通しとしましては、高知カツオ漁協は当該感染症の流行が来年度以降も継続し、新規受入が困難になる場合に備え、新たに外国人特定技能者制度における認定支援機関の認証を今年1月に取得しております。技能実習から特定技能者への滞在資格を変更することにより、実習生の滞在期間を延長することで本問題に対処するものと考えます。

外国人実習生、外国人特定技能者につきましては水産業以外の産業にもかかわる問題であることですから、町といたしましてもコロナ禍における産業の維持に向け、情報を収集するとともに、適宜、町で行える支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

行政の方も万全の体制で取り組んでくれているようでございます。

課長から今ありましたように、この技能実習生から3号へ移るわけですね。今回、自分が思ったときに大変良かったなと思うのは、先般の答弁の中でも課長の言うておりましたように、住宅の環境整備ということで技能実習生の住まいについてですね、各戸の空き家を借って、改修して、てそこに滞在するような形ができましたね。これは1戸改修するのに50万円で15戸か。本当にこれ、こういうふうに技能実習生の生活環境の整備をしていかないと、この3号実習とか特定のものになった場合にですね、技能実習生自体からの権利というものがいろいろ変わってきますので、以前からも言っているように黒潮町のイメージ、この技能実習生に対してこういう施策がある、こういうところにおいてよそと違うぜよととか、いろいろな部分が出てくるということは大事なことがですね。長く黒潮町におってもらうということに関して。これは

漁業だけでなしに、縫製工場の方にしてもしかり、水産加工の方にしてもしかり。ただ今でも 60 人か 70 人程度いると思いますので、本当に今回のこの住宅の環境整備というのは良かったと思います。その集落を歩いてみますと、空き家が端的に言えば 15 戸程度埋まった形になってくるわけですので、周囲との交流もできてきますので、大変良かったなど。これもほんまに行政がですね、すぐに取り組んでくれたおかげだなあと考えております。

それで、もう一つお願いしたいのは、この空き家対策の分でも今回 15 戸がそういう形で利用されることになりました。ある部分行政において移住対策と、この外国人の技能実習等との関係はですね、僕はやっぱり対等的な部分で捉えていく時期に来ているのではないかと。もうこれほど技能実習生が増えてきますとですね、そういう考え方も自分ながら持っておりますので、今後行政の中においてもですね、そういう考え方に近づいてくれたらなあと。そういうふうに願っておりますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

それでは、最後に足摺沖の潜水艦衝突事故について質問致します。

2 月 8 日午前 10 時 55 分ごろに、海上自衛隊の潜水艦そうりゅうと民間商船との衝突事故が発生しました。この事故の原因は、海底の水中音波探知機による周囲の確認不足や人的ミスが原因で起きた可能性が高いと、2 月 10 日の段階では報道されていました。

この周辺海域は、県が設置されました土佐黒潮牧場 13、18 号の近くであり、カツオ、メジカ、マグロなどの漁場として、日常的に土佐清水市や本町の所属船がひき縄や一本釣り漁の操業を行い、漁獲の向上が期待できる場所でもあります。これが小型漁船との衝突であればひとたまりもなく、想像を絶する事故になっていたのではないかと、地元漁師の方は話していました。

また、操業中に海面に浮上する潜水艦も見たとあるというお話もしてくれました。このこともあつてか、高知県と県漁連はすぐに防衛省に対して事故原因の徹底究明と漁業者の安全、安心を守るために再発防止策などの申し入れをされました。

このように、町としての見解はどのように持たれているのか。その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは中島議員の、海上自衛隊潜水艦と民間商船との衝突事故の件につきまして、町の見解を問うという質問にお答えしていきたいと思います。

当事故現場付近、13 号、18 号ブイの付近でございますけれど、そのうちの 13 号ブイというのは、黒潮牧場においても最も漁獲高のあるブイで、議員おっしゃられましたように黒潮町のカツオ船同様、中土佐町の船、そして土佐清水市メジカ船などが利用しております。

報道の一部によりますと、この事故のあった 1 時間ぐらい前には、当町のカツオひき縄船がおったというふうにも報道されておりました。そういうこともございまして、今回の事故は黒潮町の漁業者に大きな不安と強い衝撃を与えており、黒潮町と致しましても看過できないものだと認識しております。

本事件につきましては、議員もおっしゃいましたが、高知県漁業組合連合会および、リマ、種子島、沖縄等対策委員会は、既に事故原因の徹底究明と再発防止対策に関する要望書を防衛大臣に出しており、高知県知事も 3 月 2 日の県議会場で、一步間違えば大惨事になり、漁業関係者に強い不安感を与えている。防衛大臣に対して、事故原因の徹底究明と確実な再発防止対策を講じること。そして、調査結果を速やかに情報提起することを求める要求書を提出しておいて、今後、国の事故原因の調査結果や再発防

止対策の内容を精査して、そして仮に対策が不十分であると判断した場合には、訓練の中止も含めて国に働き掛けていく、というふうな内容で答弁しております。

当町と致しましても、今後、提出されます国の事故原因の調査結果や再発防止策の内容に留意し、必要に応じて県や関係機関、および関係市町村とともに対応を検討してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

今、町長から答弁をいただいたわけですが、私は今回、県と県漁連はすぐに対応したわけですね。だから、今町長の中にもありましたように、土佐清水や黒潮町、そして中土佐町。その 13 号、18 号ブイで非常に操業している。集中的に。そこらあたりの自治体が協力をして、やっぱりそういう機会もあると思いますので、県なんか関係機関にですねそういう、うちの実情なんかも詳細に調べてですね。当然、口頭といいですか、そういう機会を持ってもらいたいということを思ったわけです。

非常にこれ大事なことで、今、町長からもありましたように、この 13 号のブイで平成の 12 年ごろだったと思いますけれども、2 億 4,000 万ぐらいのカツオ類の水揚げがあがっております。そのうちの 1 億 2,000 万ぐらいはですね、本町の所属船ですね。そういうこともあるわけですのでまた、それに似たような形で、今も結構その割合は本町は高いと思うんですね。

そこらあたりのことを考えてみますとぜひですね、最後の言葉にありましたけれども、近隣の自治体や関係団体と問題意識を共有して、何らかの、まあ口頭いうか活動いうか、そういう機会があれば起こしていただきたい。そういうことをひとつお願いをしておきたいと思います。

それともう一つ、大事にしなければならないのは、この 13 号、18 号のブイの沖には、先般の質問の中で澳本議員からも出ておりましたように、土佐清水沖から約 70 キロメートル沖ですかね。そこにリマ水域。米軍と自衛隊の演習区域が、広い演習区域があるわけですね。これは頻繁に演習を行っております。その区域の中でもですね操業ができない、そういう規制がかかってきている。時期的にかかるわけですね。この時期なんかは非常にカツオとか、そういうことは期待できるわけですが、そこへはもう進入することができわけですから。そういうふうに、やはり今回の事故の沖にはリマ水域というのがあるということですね、ぜひ行政の中では再認識をしておってもらいたいと思いますので、そこをよろしくお願いを致します。

それでは、大きい 2 番に移ります。農業振興について。

新型コロナ感染は 1 年が経過しても収束されず、農産物の価格低迷が続いています。1 年前には花卉（かき）栽培の経営において結婚式やイベントなどの開催が少なくなったことから、受注減で出荷できないこともあったようです。

その後、昨年 12 月から今年 1 月には新型コロナ感染が都市部を中心に増加し、歯止めがかからないこともあってか、首都圏や関西圏の 11 都道府県に第 3 波による緊急事態宣言が再発令され、現在では 4 都道府県において 3 月 21 日まで再延長が決定したところであります。

通常であれば、野菜類などは冬場、年末年始を迎えた後、価格が一定上昇するものと期待されますが、ここには総体的なコロナ禍による需要減少で単価が下落傾向になったようです。特にシシトウの需要価格は、前年比で約 50 パーセントの下落と聞いております。本町でのシシトウ生産農家はわずかですが、小規模零細事業者であることから多大な影響があったのではないかと推測もされます。

この実態から、町においては野菜類の市場価格等の調査はされているのか。

また、高知県は給付金として年末年始に飲食店などが行った営業時間短縮要請の影響などにより、昨年12月の売り上げが前年から30パーセント以上落ち込んだ事業所に対して、法人の場合40万円、個人事業主20万円以内の給付金支給をする制度ができました。

この支給対象店として食材を生産する農漁業者も対象となっており、農業者も漁業者も等しく支給されることになっておられます。このことに対しての周知方法と給付申請者数。これは申請期間がですね2月中旬から4月中旬までとなっておりますが、今の段階での申請者数についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の、市場価格等の調査と県の給付金についてのご質問にお答え致します。

ご質問にあります野菜類の市場価格の調査につきましては、定期的にJAから市場価格の情報を入手しており、状況把握に努めています。農産物の価格は、天候や作柄、消費状況などに左右されるので、新型コロナウイルスの影響かどうかの正確な確認はできていませんが、12月以降は価格が低迷する品目が多くなってきており、今後の動向に注意しているところです。

県の給付金の周知方法ですが、町のホームページ、広報3月号に事業紹介の記事を掲載し、また、農業者にはJAより組合員に対し周知文章を配布し、漁業者には漁協各支所に当該施設の内容や申請方法等を記したチラシを配布し周知を依頼しています。

申請者数につきましては、ちょっと確認したのですが、数についてはちょっと把握できていません。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ちょっとなかなか、この市場調査というのも、私自身も理解できます。何か難しいというのは自然的なものもありまして、その時々によって価格が比較できない部分があります。今回、私も農産物と水産物について自分ながら調べてみましたが、これはどうかというのはちょっとよう見つけませんでした。

課長の方ですね、この部分が若干下がったがじゃないろうか、このあたりが影響があったのではないかとこの部分があれば、その点回答していただければと思います。

それから、この県の支給の分ながですけども、今言いましたように食材を生産する農漁業者というふうになっているわけですね。この分は結構、農業者の人たちも漁業者の人たちも分からないわけですね。どうしてもこの視点が商工業等とか、そういう経済的なものに頭がいてしまっていて。私も農業者の方と漁業者の方にそういうお話を聞いていろいろ勉強したわけですけども、この部分がですね、今言いましたようにホームページとか、それから農協の方は広報の中へ向いて、ちゃんとこの支給のやつを挟んでくれていましたね。

そういうふうに丁寧にやってくれるけれども、なかなかその農業、漁業者の方は見てない部分もありますので、本当に初歩的なことではありますけれども、先般の一般質問でもありましたように、その農業者、漁業者の方が行政の方へ向いてそういう相談があれば、各課を問わず一応全面的なことを答えていただければ、そこで理解した上でですね、本当の担当者の方でそういうことができると思いますので、幅広い考え方をお願いしておきたいと思います。

課長の方で、その市場価格の中でこの分が若干影響があったのではないかなというのがあれば、ひとつお願いしたいがですけど。なければ構いません。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島さんの再質問にお答え致します。

この部分がという、特定の野菜が影響あったというふうな格好はちょっとまだ、ようつかんでおりません。

ただし、ちょっと県の方に確認した部分ですが、直販所ですか、農産物の直販所ながですけど。売り上げながですけど、昨年度より若干ちょっと逆に上がっているというふうな格好があります。品目はちょっと分からんがですけど相対的な売上高が上がっているということで、ちょっとそちらの方の見解としては、農家についてはあんまりその影響が少ないがではないかなというふうな格好で聞いています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

漁業従事者の方では、その申請とかそういうところ調べておれば、ひとつお願いしたいがですけど。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

漁業関連の中でやっぱり影響が出ているというのを見てもみますと、やっぱり今まで魚価の高い、いわゆる高級魚についてやっぱり価格が非常に、特にコロナの影響を受けて下がっているという状況は確認しております。

また、我々その漁業者への対応としてですね、県の施策もぜひ受けてもらいたいという観点を持って、り漁協の方にチラシを配っております。そのチラシを受けてですね、町の担当課の方に数件問い合わせが来ております。

ぜひですね、これがまた広がって、もらえるものはどんどんもらってほしいと思いますし。また啓発についても、ぜひ、我々また漁協等も通じて説明も行って。確か、この県の締め切りが4月9日だったと思います。それまでにぜひ受けてもらうように、推進したいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

それでは、次の質問に移ります。

カッコ2です。収入保険は、農業者経営努力では避けられないリスク、自然災害による収穫の減少、価格の値下がりなどによる収入減少を保証する保険制度であります。この保険は新型コロナ感染の拡大や防止対策を原因とする場合も補償対象となっています。

当町では、このこともあって県下でもいち早く行政の協力をいただき、令和2年9月に農業経営収入保険事業加入促進事業費補助金交付要綱が策定されて、収入保険の2割を補助することになりました。

この令和2年度の見込み対象者数、そして補助金額等、この事業の継続についてお考えをお聞き致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の、収入保険加入促進事業についてのご質問にお答えします。

ご質問の補助対象者数は、現在54名。補助金額は、年度内の支払保険料の20パーセントで47万1,000円の見込みです。

収入保険加入促進事業は引き続き実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

確認致します。54名で、47万1,000円ということですね。

（農業振興課長から「はい」と発言あり）

はい、ありがとうございました。

それですね、ちょっとその事業の継続について引き続きやっていきたいという答弁をいただいたがですけれども、こういうふうに補助金を出すときに、今、コロナ禍の時世でありますのでその理屈的には理解ができますけれども、補助金を支給するのにこの補助の期間がないというのはちょっとこう、生産者側からすると不安な部分があるわけですね。

例えば、他市町村ののを見れば、3年のともあり5年のともあるわけですが、うちのこの要綱の中にはそのことが書かれてないわけですね。だから、引き続きやってくれるということは2回できますけれど、いつまでということはちょっと分からないわけですね。その時世を見てやるのかも分かりませんが。

このあたりのことについてどのような見解を持たれているのか、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、補助率20パーセントで補助計画していますが、令和3年度の予算としては20パーセントで計画させていただいています。

それ以降については、コロナが落ち着くというふうなこともあるがですけれども、補助率は若干その検討させていただくような格好になると思いますけど、担当課としては引き続きずっと続けていきたいとは考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

大変いい答弁をいただきました。

今年は 20 パーセントで、その後も引き続いて、補助率は下がっていくけれど続けてやっていきたいという方向性が見えたので、3 の方へ移ります。

防災対策についてです。

佐賀港の整備についてお聞きを致します。幡多十景の一つであります、鹿島ヶ浦を軸として、この周辺の海域は漁港区域、水産省管轄と、港湾区域、国土交通省管轄に線引きをされています。このことで、過去には佐賀港周辺の整備計画策定において、事業の必要性、関係機関との調整などに時間を要したこともありました。

まず初めに、佐賀厳島防波堤Ⅱの、これは通称イチモンジでございますけど、このことについてお聞き致します。

平成 30 年 12 月定例会で、私は一般質問の中で、この度重なる台風や自然災害の高波によりましてこのイチモンジの消波ブロックの崩壊と、全体的な沈下によりまして機能発揮ができていませんので、これを災害復旧工事で要望するべきではないかという一般質問を致しました。

その後、担当課の方でも、県に対して要望を重ね現地調査なども行われてきましたが、復旧工事が決定されたのかどうか、その点をお聞きします。

また、佐賀厳島防波堤を中心と致しまして両側に漁船等の航路がありますが、この南航路をなくして防波堤を延長してほしいという要望が出てきております。

これは、県漁協佐賀統括支所と漁協の方々の意思統一を図り、その後、町に要望が挙がってきてまして、そして県との協議の上、南航路延長の計画案が出来ると推測されますが、町の現在での捉え方をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、佐賀港の佐賀厳島防波堤Ⅱの復旧工事に関する質問にお答え致します。

管理者の幡多土木事務所に確認しましたところ、佐賀港沖の鹿島防波Ⅱおよび厳島防波堤Ⅱにつきましては、本年、年明けに行われました高知県の災害復旧査定において、関係者の尽力もあり、それぞれの施設が査定決定となっております。

今後予定される災害復旧工事のスケジュールとしましては、今年度から工事を行い、令和 4 年度中には完了予定とのことです。

また、消波ブロックの制作場所面積の関係により、施設 2 カ所の同時施工は困難であり、沖側の鹿島防波堤Ⅱより施工を進めていく予定であると伺っております。

また、佐賀港内の航路静穏度対策として南航路の延長計画につきましては、現状では、管理者である高知県に整備の計画はなく、先ほどの災害復旧工事における港内静穏度の機能復旧も踏まえまして、今後、高知県漁協佐賀統括支所、また漁業関係者の意見も聞き、管理者の高知県と計画の必要性についてさまざまな角度より検討を進めていきたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

ちょっと確認をさせていただきます。

今、賀歳島防波堤Ⅱと、ここから鹿島の分ですね。その2カ所が、災害でできるということながですね。

それで、これ令和4年に完成というようなお話がありましたけれども、これ、両方の事業費全体、どれぐらいになるわけですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答え致します。

この金額等については、ちょっと県の事業となります。

また、入札案件となりますので、ちょっとここでお答えはしにくいかもしれませんが、議員言われましたとおり、その歳島と、それから鹿島と、2カ所の災害復旧工事、すごい大きい金額となろうかと思いますが、実施するようにはなっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

分かりました。

消波ブロックの製作ヤードがないから若干かかるというようなお話もありましたけれども、できるだけ。相当低下しておりますのでね、一日でも早く復元できるようにお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に移ります。

佐賀港沖に防波堤、離岸堤の整備について質問を致します。

佐賀港と佐賀漁港施設を自然災害から守るために、整備計画に基づき年月はかかりましたが、一定の整備はされてきました。そして本町でも、東日本大震災の被害の記録には、今後予想される南海トラフ地震に備えるため、防災、減災対策として津波避難タワー6基をはじめ避難路の整備など、ハード面に取り組んできたところであります。

ここで要望したいのは、鹿島周辺に防波堤の整備ができないかということであります。

既に高知新港沖においては、重要港湾と地方港湾の格付けの違いがありますが、来るべき南海トラフ地震の津波対策として、県と国が進める三重防護事業の一つとして強大な防波堤、高さ17メートル、長さ1.1キロメートルが整備をされています。

当町においても、佐賀地区の約2,000人の生命と財産を守るためには、既存の防波堤や堤防では構造的にも耐久力はなく、決壊や劣化などにより想像を絶する被害が予測をされるところです。

そのためにも、先ほどもありましたように、佐賀歳島防波堤、そして鹿島防波堤のかさ上げ工事はもちろんのこと、新たに佐賀港沖に防波堤、離岸堤の整備計画を作成する必要があると思われますが、このことについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、佐賀港沖に防波堤の整備についてのご質問にお答え致します。

今後予定される南海トラフ地震の災害対策の一つとして、新たな沖防波堤の整備についてですが、佐賀地区の港湾および海岸施設の防災および減災対策の協議の場として、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて高知県港湾海岸課とともに、地域住民の方、また地域防災関係者の方々にも参加いただき、第 2 回の検討会議を開いているところです。

検討会議としましては、発生頻度の高い L1 津波の対策を主に行い、特に海岸施設付近の防潮堤にて減災対策を行うシミュレーションを検討しています。検討の結果、L1 津波の場合、佐賀地区においては第 1 波を一定防ぐことで、約 2 分間から 3 分の避難時間を稼ぐことができ得る結果となりましたが、防潮堤の高さが現在の高さより 5 メートル程度のかさ上げが必要となり、また、基本的に伊与木川への津波の遡上を抑えるための大規模な水門も必要となる想定のため、検討会議の中では、伊与木川河川堤防も含む一体的な施設整備は困難ではないかとの結論でした。

また、大規模な防潮堤の海岸部整備においては、例えば、住居の 2 階から海の様子がほとんど見えなくなるなど、風通しや日差しの確保など、日常生活でのさまざまな課題が出てきております。

検討に当たっては、防潮堤施設の整備以外として、防波堤、離岸堤の整備、例えばケーソンなどの沖合施設での対策は考えられましたが、整備する場所の水深が深く、非常に多額の整備費用が想定されたことから、整備項目には挙がっていませんでした。

つきましては、議員の質問にありました沖合での防護対策について、今後、多重防護の考え方も踏まえつつ、さまざまな角度より検討を深めていきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ちょっと確認をさせていただきますけれども。

その平成 29 年から平成 30 年にかけていろいろやりましたことについての、その防潮堤ですね。今、課長の方からもちょっとありましたけれども、その住環境。その防波堤が高くなるからいろいろこう、住まいの関係に影響出るから。

それは、計画としてもうやめたという理屈ですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

このときに議論された L1 津波対策としてですけれども、これは単純に 5 メートルということではなく、ある程度、その施設が沈下とか液状化とかも含めて 5 メートルということにはなるがですけれども。

検討した中で、今、生活環境の中でも影響があるということなどからさまざまな議論をして、やっぱり問題があって今の現状では計画休止というような意味合いになろうかと思います。断ち消えたという問題ではありませんが、やっぱりあまりにもその現実味がないといえますか。

今の県の見解としては、やっぱり河川のその水門、それから施設整備のかさ上げには非常に大きい予算規模となって、事業実施のめどが立たないというような状況として捉えているものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

これ確かに、今課長からありましたように、今、その南海トラフ地震に対しての津波対策としてのこの構造物の等々、いろんな施設については、相当なお金が必要だと思うんですね。だからそのことを理由にできないという理屈は、ちょっと考え方が私とは違います。

というのは、国の方ではですね、今、災害が起こる前に予防や対策を講じるために国土強靱化対策として、これ5年間で事業費15兆円の経費をめどに計画してるんですね、実質は。

佐賀の今の鹿島を軸として見たときに、左側の新港ですね、漁港の新港については平成の時代に整備をずっとされてきましたので。また、南海トラフ地震に対してもですね対応するためにある部分改良もしてきましたので、本当に高い堤防ができてます。住居には心配ないわけですけど。

その右側、鹿島から右側見たときに、今もありましたように今回の災害で鹿島と厳島神社の防波堤を整備をしてくれる。それは、復旧工事でございますので多分現状維持なんですね。それは、港湾や漁港を、内航の港を守るための施設なんですね。考え方によったら。それではもう当然、課長も言ってますように、佐賀地区の住民2,000人の命と財産は守れないわけです。少しでも守るとしたら、今、その周辺の防潮堤というのが住環境の関係で無理であるのならば、やはりその沖合に防潮堤を。それは水深もあります。確かに。そのことでできんとか何とかいう理屈にすれば、もう何もできません。

あの厳島の方のベライッチャの方から見ても、あの辺りの小学校とかあるけれども貧弱なもんですよ。今、課長が言いましたように伊与木川を挟んで、この間口が広いわけですから。そこを防ぐには、沖に防波堤、離岸堤を造って、その津波が伊与木川に遡上せんように。できるだけ。そういうためにもですね、私は必要と思うわけですが。

まあ、検討をするというような最後にそう言う答弁もありましたけれども、

ぜひそういうことをですね、行政が一丸となって取り組んでいただきたいと思うわけですが。

もう一度、そのことをお伺いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

まず、この議論の一つとして住環境を守ること。本当に完璧に守れるかっていうたら厳しいところがあります。この議論の中では、やはり本当にL1津波、L2津波というさび分けはありますが、特にL2津波の最大級となればですね、住環境を守るというよりは、命を守る。

それから、今、この構造物によって防げるかどうかといえば、やはり防げないという概念になってきます。そうなれば、少しでも住民を逃がす時間を稼ぐという観点から、この構造物のことを考えていこうということにはなっております。そこで、少しの時間でも稼ぐ上での整備において、確かに有効だと思います。大きい離岸堤を整備するということは、中島議員も言われたように、ただ単純に予算がないということだけで、ほんとにこの逃がすこと、命を守ることにについて諦めるつもりはありませんし。

また、今からも本当に困難な計画になろうかとは思いますが、いろいろな県とか国、いろいろな場面での意見を交換しつつですね、良き対策を含めて検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

私の方も唐突な質問を提示したわけですので、なかなかきめ細かいとこまではお話はいただけないと思っています。

今、課長が言いましたように気長にですね、関係機関といろいろな情報を交換しながらですね、その先が見えるような方向性を見出していいただければ町民の皆さんも安心すると思いますので、努力のほどをお願いしておきたいと思います。

それでは最後に、ちょっと後先になりましたが、一言申し上げて終わりたいと思います。

昨年の 12 月 1 日に、約 70 年ぶりに漁業制度の抜本見直しが行われ、改正漁業法が施行されることになりました。このポイントとされるのは、水産資源の管理強化と水面の総合的な利用を促進するために、企業の参入も可能となったことです。これにより漁業権制度も大きく転換し、漁業域で漁業を営む権利、利用権は優先的に割り当てる規定はなくなり、企業参入がしやすくなってきたことです。

地元の利用者には当然のことかもしれませんが、今まで以上に資源管理に努めることはもちろん、水産業の成長産業化を目指すためにも、適正かつ有効な漁場利用が求められています。同様に、行政や関係団体にも求められていることにもなります。

このことを再認識していただき、これからの水産業振興政策に期待をして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、10 時 50 分まで休憩します。

休 憩 10 時 34 分

再 開 10 時 50 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

11 番（宮川徳光君）

おはようございます。

今回、3 問の質問事項を質問させていただきますが、まず、第 1 問目の安全、安心のまちづくりについて質問致します。

先の 12 月定例会の一般質問におきまして、町長の所信表明に基づくまちづくりの全般的な構想を問いました。今回、その中の安全な住宅地の確保について問います。

まず、カッコ 1 番としまして、津波浸水区域外や土砂災害警戒区域外への宅地確保の計画は、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の、安全、安心のまちづくりについての1番目のご質問、津波浸水区域外や土砂災害警戒区域外への宅地の確保の計画はあるのか、というご質問にお答えしたいと思います。

現段階で計画しているのは、今議会に高規格道路の発生土活用事業として提案させていただいている、入野地区宅地造成事業のみでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

非常に端的といいますか簡潔な答弁で、答弁の時間は短かったのですが、私にはすごい大きなことと聞こえました。

と申しますのも、先週の金曜日、3月12日の高知新聞の一面に、悲しみ抱え再生へ歩むと大見出しの記事がありまして、陸前高田市の高田松原津波復興記念公園で、海に向かって黙とうする人たちの写真が大きく載っていました。バックには奇跡の一本松のモニュメント、また、その奥には高台に造成された住宅地に立ち並ぶ住宅も写っていました。また一方、同日の高知新聞に、黒潮町、高台に大規模宅地との大見出しで、役場隣に埋め立ての記事も大きく載っていました。

これらの記事が同じ日に載っていたことに、東日本大震災以後、震災前復興の必要性を唱えていた者の一人として、何か因縁めいた感慨深いものを覚えると同時に、わが町の震災前復興に向けて、大きな一歩が踏み出されたと感じているところです。

振り返れば、2011年3月11日の東日本大震災発生以後、当町の議員も3回ほど現地視察に行かせていただき、2011年4月より議員になりました私も、発生直後の惨状から徐々に力強く再生する力も見させていただき、勉強させてきたところでございます。

また、今回の新聞記事を見て、陸前高田市の語り部の震災発生時、本人は職場、家族は自宅とわかれていましたが、それぞれが浸水区域外の高台にいたため無事だったとの、当たり前過ぎる言葉も思い出した次第です。

では、本題へ戻りまして、今、私の申しました黒潮町高台に大規模宅地との見出しで新聞報道のありました事業のことだと思いますが、規模ですね、内容といいますか。規模と、また盛り土、高規格道路の残土を利用しての計画とのことだったんですが、盛り土と、また切土の割合といったのが分かれば教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

質問があったのは、計画している宅地造成の規模がどれぐらい、これは広さのご質問だと思いますけれど。それと、盛り土の量でございます。

まだ詳細な測量とか出てないんですけど、最初に盛り土、切土の問題ですけど、これは高規格道路の出てくる、例えばトンネル掘れば出てくる土とかを持ってくるわけですから、その現地を切るという発想は今のところ持ってないです。

それから、面積の件ですけど、ちょうどこの言葉で言えば、役場のある所から錦野団地がある所の間の谷間。地権者の持ってる面積の調査の数字で言うと11.9ヘクタールぐらいの面積が地権者調査の中で出て

きております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

今の答弁でいきますと、切土の計画はないというふうな言葉だったと思いますが。

盛り土だけで、浸水区域外という意味合いの高台を造っていかうとしてると理解しておりますが、その高さ的な所と、確認の意味で、その切土の部分については考えていないということを再確認します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

とにかく、まだ詳しい測量も設計もできていない状況でございますけれど、高さというのは、イメージとしては今ある役場の高さから、そのまま錦野の高さぐらいのイメージを持っております。

それから、途中にも小さい山はありますけれど、それも含めて今の段階では、切土の計画までは構想に至っておりません。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

この高規格道路関連の残土の処理の関係につきましては、佐賀地域で言いますと、以前からの土捨て場の方に捨てられていたように思いますが、済んでしまった所についてはもう仕方のないところですが、同じように、今後の工事で出てくる残土について、佐賀地域での活用もというのはできないだろうか。

今ほど申しました、佐賀の残土処理場も議員になってから見に行かさせていただいたのですが、そのときはこういう発想は私にはできませんで、あのときそういう頭があったら少しは変わった展開になっとなったかもしれないなど、自分なりに考えてるところもありますが。

佐賀地域の今後についての残土処理の利用はあるかないかについて、答弁願います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

佐賀地域の方、既に工事が上分の所まで進んでおるわけですけど、その佐賀地域についての発生土の利用、構想はないかという質問でございますが。今、構想としてあるのは、上分の所の、今、高規格道路が国道向いて延びてる所。あの近くの所に発生する発生土の活用につきましては、町としては仮設住宅の用地として造成を考えております。

住宅地としては、少し谷間に面するという所であるので、少し住宅地としては需要の方が適切ではないかという発想もあっただと思いますけれど、当初から仮設住宅の用地として、そこに活用を考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

続きまして、カッコ2の方へいきます。

国営農地など、高台にある農地の宅地転用に向けての状況。また、弘野団地西側、また西南大規模公園内の未活用のままとなっている県管理地の活用は、としております。

この件につきましても、私はこの、28年度の3月の一般質問、また29年の3月、30年度の3月、3年連続3月に、県管理地の活用を図れないかとして質問をしております。

1年置いて4回目の同じ内容の質問になるわけですが。

この県管理地については、来年度の予算ですかね、県の事前復興まちづくり計画に取り組むといったような情報もあるようでございますので、そこのあたりちょっと心強いなと思いながらの質問です。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の、安全安心まちづくりについての2番目のご質問、国営農地などの高台にある農地の宅地転用、そして、通告書によりますと弘野団地西側、また西南大規模公園内の未活用のままとなっている県管理用地の活用についてのご質問にお答えしていきたいと思います。

今、宮川議員もおっしゃいましたが、この件につきましては、平成28年、平成29年、それから、私の資料では平成30年3月の議会、そして平成31年3月議会でもご質問をいただいておりますが、当時の担当課長および前町長が答弁しておりますが、現在の状況にその後進展はなくて、国営農地は農業振興地域制度で農業地区域に指定された第1種農地であることから、農地転用許可制度上では農地転用は原則不許可となっており、農地転用はできないと認識しております。

ただ、引き続き国への要望活動は、前町長も申しておりましたけれど、私の方も継続してまいりたいと思います。

それから、弘野団地西側の土佐西南大規模公園の区域指定となっている高台につきましては、平成31年3月議会でも議員よりご質問をいただき、その後、県と土佐西南大規模公園区域の区域変更、計画案を策定する中で協議を進めてまいりましたが、既に高知県が公園用地として用地買収済みとなっており、今回の区域変更計画では区域除外となっておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

どうも。

あまり進展がないという答弁でございましたが。

中で、私聞き漏らしたのかもしれませんが、弘野団地の西側についての答弁、ちょっと私の聞き逃しだと思うんですが、再度お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

弘野団地の土佐西南大規模公園の区域指定となっている高台につきましては、平成31年3月議会でも議員よりご質問をいただき、その後、県と土佐西南大規模公園区域の区域変更計画案を策定する中での協議の中で進めてまいりましたけれど、既に高知県が公園用地としてこの土地を用地買収済みとなっており、今回の区域変更計画案では区域除外となっておりません。

従いまして、高台移転の用地として町が候補地としていることは、現在ではありません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私の聞き取りが甘かったようで。弘野団地についても西南大規模公園内の未活用のものとなっている県管理地の中であるということで、理解致しました。

私の印象いいですか、これまで取り組んできた中での印象ですが。カッコ2の最後の方に延べておりますが、未活用のまま。この例えば弘野団地にしましたら、庁舎の移転候補の第一候補に検討委員会で挙げられとった経緯があるかと思いますが、それ以前、いつからかちょっと私もさかのぼって存じ上げませんけれども未活用のままとなっているわけで。そういったこともあつて、先ほど申しましたように県も事前復興まちづくり計画の方に今年は舵を切ってくれてるような印象を受けましたので、そういった意味で今後、より強い要望活動、また、そういったものに取り組んでいってもらいたいと思います。答弁は要りません。

続きまして、2番の集落活動センターについて質問します。

当黒潮町内の集落活動センターについては、平成25年度発足の集落活動センター北郷に始まり、同27年に同センター佐賀北部、同28年に同センターであいの里蜷川、同29年4月に町内4カ所目の同センターかきせが発足しました。

これらの4カ所につきましては、共に発足後3年間の支援員の配備期間が過ぎておりますが、それぞれ活発に活動していただいている状況であります、この状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ1としまして、各センターの活動状況はとしております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整長（西村康浩君）

それでは宮川議員の、各集落活動センターの活動状況につきましてお答えを致します。

集落活動センターは近隣の集落と連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活用について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組み、集落の維持、活性化を図ることを目的として、活動をしております。

各集落活動センターの主な活動内容と現在の活動状況についてですが。

まず、集落活動センター佐賀北部につきましては、これまでの活動の継続となっております、主な活動と致しましては、直販所、さが谷三里マーケットの運営やスポーツツーリズムに伴う弁当事業、ユズの生産加工販売、特産品である若山楮（こうぞ）は、生産加工販売のほか紙すき体験も行っております。また、同施設内で活動しております、あったかふれあいセンター利用者への食事提供サービスなども行って

おります。

次に、集落活動センター北郷です。主な活動はこれまでの継続事業となっておりますが、地域の居酒屋として2カ月に1回程度開催しております小さな屋台村や、春と秋に開催されるウォーキングイベントがございます。以前行っておりました農作物の出荷事業につきましては、取引先の関係で現在はできておらず事業縮小となっておりますが、今年度より新たにあったかふれあいセンター利用者への食事提供サービスを開始しております。

次に、集落活動センターであいの里蜷川では、宿泊事業をメインに活動が行われており、そのほかにも、体験事業やモーニング事業等を行っております。

今年度は新たな取り組みと致しまして、地区のミョウガ農家を中心に商品開発部を立ち上げ、高知大学地域協働学部とともに、廃棄しておりましたミョウガの茎を活用した商品を開発し、1月から、銀座のまるごと高知で販売を開始しております。

次に、集落活動センターかきせです。蜷川と同様、宿泊事業を収益の柱とし、モーニング事業や農作物の出荷事業にも取り組んでおります。また、特産品として、七立栗の販売やメンマの商品化といった取り組み等も行っており、さらに秋には、地域の秋を楽しむ会を実施しております。

このように、集落活動センターはそれぞれの地域の拠点として活動を行っているところです。しかし令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、スポーツ合宿や大会の中止等に伴う宿泊および弁当受注の減、集落活動センター主催の活動イベントの中止など、活動、取り組みが令和元年度に比べ低調な状況となっております。

こういった厳しい状況下ではありましたが、各集落活動センターにおいて、例えば宿泊事業におきましては新型コロナウイルスに対応できるおもてなしの検討や、課題となっております担い手不足の検討、そして商品開発や販売についての協議など、地域の中で活発な意見のやりとりがされ、地域の主体的な取り組みが見られております。

町と致しましても、そのような地域の皆さまの思い、意欲を後押しできるよう、支援を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

各集落活動センターの活動について答弁をいただきました。

中でもありましたように、今年度はコロナの影響がすごくありまして、各集落活動センターのイベント、モーニングとかいったもの、かなり中止とか自粛に追い込まれたという結果も見られております。

では、その次のカッコの2としまして、各センターの課題と対策はとしております。

この課題と対策というのは、1年前の2年の3月の定例会におきましての一般質問でも、同じ質問をしております。

誠に同じ質問で申し訳ないのですが、答弁をよろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整長（西村康浩君）

それでは宮川議員の、各集落活動センターの課題と対策につきまして、お答えを致します。

各集落活動センターの共通の課題と致しまして、活動を継続していくことが挙げられ、後継者、担い手の育成が必要であると考えております。

全ての集落活動センターに言えることですが、スタッフの高齢化が進んでおり、次の世代につないでいくことが重要となりますが、現状では、世代交代がまだ見えてない状況でございます。

対策と致しましては、若い世代が入ってきやすい運営体制となるようなアドバイスや、満足な賃金を支払うだけの収益を生み出すためのアドバイス、およびサポートが必要であると考えております。

しかし、そういった取り組みだけでは課題解決することは難しく、今後も各センターが地道に活動を継続しながら地域内外に集落活動センターの取り組みを浸透させ、まずは幅広い世代に知っていただくことが重要であると考えており、知っていただくことで、活動へ協力しようという方々も増えてくるのではないかと考えております。

個別に課題を挙げますと、であいの里蜷川や、かきせにつきましては宿泊事業が収益の柱となっており、スポーツツーリズムが機能している間は比較的安定した活動ができると考えておりますが、地域の活性化、活動の広がりを促進するためには、新たな商品開発などの取り組みを生み出すことも必要であると考えております。

次に、北郷です。現在取り組んでおります屋台村やウォーキングイベントにより、地区内外の交流が活発に図られていることは地域の活性化につながっておりますが、収益の柱となる事業がないということが課題であると捉えております。今後、収益につながる商品開発等、新たな取り組みを考えていく必要がございます。

次に、佐賀北部につきましては、直販所の運営や弁当事業、ユズの生産加工販売、さらに若山楮（こうぞ）の生産加工販売、体験事業と、多くの事業に取り組んでおりますが、ユズや若山楮（こうぞ）には人手が掛かり、また、若山楮（こうぞ）には専門的な技術も必要なことから、まさに労働力と後継者が課題となっております。

こういった各集落活動センターの課題に対しまして、県のアドバイザー制度の活用により助言をいただいたり、また、令和3年度より各センターに集落支援員を配置する予定であり、運営のサポートを行っていきたいと考えております。

今後もコロナウイルスの影響が長引くことになると、収益活動はもちろんのこと、地域の活動自体が停滞することも懸念されます。また、さまざまな活動の停滞により、スタッフをはじめ地域の皆さまの活力が低下することを懸念しており、定期的に行われます打ち合わせ会などで意見交換をしながら、打開策を見いだしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

今の答弁をお聞きしまして、前回、1 年前の答弁を見ておりますと、ほぼ同じ内容。これは当たり前だと思えますけれども、ほぼ同じ内容として。

そのときも対策の一番に挙げて、全体的に大事とされてとったのが後継者の育成ということで。また、その点で申しますと、まだ若干進み具合が、コロナの関係もありましたんで、それも影響してると思いますが、若干ゆっくりしているのかなという印象を受けました。

中でも、3 年度からは各センターに支援員が配備するという。これは、これまでの動きからしたらかな

り進んで、補助的に言えば進んでいるのかもしれませんが、これが直接的に各集落活動センターの活動の活性化に結び付くかどうかは、また今後の取り組みによってですので期待をしているところです。

この支援員が今年度からと言われました。今年度から4カ所。その前に、今も佐賀北部には支援員がおいでようございます。

この支援員さんの今後ですね、そういったもんについて、何か分かっているところがあれば教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整長（西村康浩君）

それでは、宮川議員の再質問にお答えを致します。

支援員の今後ということになりますけれども、現在のところは、まず地域の活動が安定するということを目指して配置致します。

また、集落活動センターのみならず、その集落活動センターの地域全般の支援も先々は考えていきたいというふうに考えておりますので、当面の間は、まずこの支援を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私の言葉足らずで。

今の答弁にありました当面の間という部分について、県なりの考え方が主になるのかもしれませんが、そこの期間的なものを、期間うか、中長期的な期間のことを教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整長（西村康浩君）

それでは、再質問にお答え致します。

今、現在のところ、いつまでというような期間をまだ決めてはおりません。しかしながら、先ほど言いましたように短期で終わるというようなことではないのかなというふうに考えております。

集落活動センターの以外の、その周辺地域の中山間の皆さまの生活の方も考えながらの支援となろうと思いますので、基本的には長期的な支援になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

では、続きまして3番の方へいきたいと思います。

3番に、情報通信についてと致しまして、情報通信事業については、ケーブルテレビに平成28年5月の愛媛朝日テレビの放送開始などのサービス内容が充実、また、インターネットサービス環境の充実による加入者増を図り、長期シミュレーションの加入目標値の、テレビ50パーセント、インターネット30パー

セントを目指している状況下、以下を問うとしております。

今申し上げましたこの長期シミュレーションの話ですが、ちょっと私、資料が古かったようで、現在、インターネットは30パーセントを超えている状況になっているのかな、というふうに思っております。この、長期シミュレーションの加入目標値が変わってございましたらご指摘ください。

そういったことで、カッコ1としまして、収支改善への取り組み状況はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の、収支改善への取り組み状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

令和元年度末時点で、ケーブルテレビの加入率は46.8パーセント、インターネットの加入率は30.4パーセントとなっています。当初目標としていた数値にほぼ達成した状況にございます。しかしながら、収支につきましては依然として一般会計からの繰入金により補てんをしている状況にございます。

繰入金には、国から公債費分として補てんされる普通交付税や、公共放送分として算定される特別交付税がありますので、それらを差し引いた純粋な一般財源としては、直近3年を平均しますと4,400万円となっております。

近年の一人当たりの通信データ使用料の増加により、加入者一人当たりにかかる経費が当初想定よりも大幅に増加している状況にあり、加入者数の増加が繰入金の圧縮につながっていないのが現状にございます。

現在、総務省では、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会を立ち上げ、日本における大容量通信ができるインターネット接続サービスの在り方について議論を行っているところでございます。この会合の中で、大容量通信について社会全体で均一に維持され、誰もが等しく受益できる公共的なサービス、いわゆるユニバーサルサービス化について協議が行われていると聞いております。ユニバーサルサービス化に当たっては、条件不利地域への交付金制度についても協議されていることから、来年度には新たな財政支援制度などの動きがあるものと考えております。

このような国の動向に注意を払いながら、財源確保に努めてまいります。

また、一方では受益者負担の原則による高質性などによる使用料の変更についても、今後検討する必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

ちょっと、長期シミュレーションの加入目標値が違っていればということを申し上げましたが、その点についてと。まず、その点についてちょっとお聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

現状でいきますと、令和3年度の歳出予算ベースとして考えますと、テレビ60パーセント、インターネット55パーセントで、収支改善がされると想定をしております。

ただ、歳出につきましては、今後の動向によりまして増額も当然視野に入れなくてはならないということとでありますので、あくまでも現在の状況としての目安としての数値となります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私の問いは、長期シミュレーションの加入目標値という言葉を使って、29 年 3 月の一般質問で、収支改善への取り組みはとして、情報通信事業のことについて一般質問しておりますが、その中の答弁で、経営健全化を図るための長期シミュレーションにより、テレビ加入 50 パーセント、インターネット加入率 30 パーセントという数値目標の達成を目指すという言葉を受けて、現状の長期シミュレーションの目標値が幾らになっているかということをお聞きしているのですが。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮川議員のご質問にお答えしたいと思います。

その当時、支出する金額からいくと、それだけの加入者があればその収支が改善されるということでそのシミュレーションをしていましたが、先ほどお答えしましたように支出の部分に関して状況が大きく変わってきており、歳出の分を賄っていくと、今、現状の目標数値では、その数値を超えることはできないということになっております。

それで、現在の歳出の予算をカバーするためには、先ほども言いました、テレビ 60 パーセントとインターネット 55 パーセント。この加入者の率があれば、その現在の支出についてはカバーできるというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

この 29 年 3 月当時の言葉、長期シミュレーションの加入目標値ですよ。そういう言葉に当てはまる数値が幾らになっているかということをお聞きしてるんで。

今の答弁でいきますと、テレビは 60 パーセント、インターネットは 55 パーセントとしているというふうに答えるべきだと思うのですが。

それでいいがですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

現状でいけば、その数値目標ということになります。

ただ、今後の運営を考えていきますと、現状の形から少し変えていかななくてはならない部分が出てきます。そうしたところからいくと、この数値はあくまでも目安として、現状であればこの数値ということでは

目標としていきますけども、今後は、その内容についてどのようにしていくのがいいのかということをも
う少し検討をして、再度、そういったところも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

事業によらず、何事をするに当たっても目標値というのがすごい大事なことで、よく出てくる PDCA のこ
とについても、最初目標があると思うんですが。

こういう、何か今の答弁をお聞きすると、目標値に置き換えることもできるけれど、というような言い
回しのようにも聞こえたんですが。もう少しきちんとした長期シミュレーションを持ってですね、収支計
画。そのためには、この数値を目標に頑張るとかいったことが重要だと思うんですが。

何回も同じこと言うて申し訳ないですけど、長期シミュレーションの加入目標値という言葉前置きし
て、ちょっと答弁願います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

現状の長期シミュレーションということで申し上げますと、先ほど言った数値になると思います。

それを目指して頑張っていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

数値目標が大幅に上がったわけですので、また大変なご苦労があらうかと思いますが、よろしく願い
します。

続きまして、カッコ 2 の、伝送速度のスピードアップ化の状況はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の、伝送速度のスピードアップ化の状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

令和 2 年度予算では、議会の皆さまのご承認をいただき、昨年 10 月よりインターネット速度の大幅な
増速に着手することができました。増速後はそれまでの 1.5 倍の帯域を確保しておりまして、帯域不足が
一定解消されたものと考えております。

しかしながら、昨年度より、新型コロナウイルス感染症予防のための在宅時間の増加などによる新たな
日常の定着により、1 契約当たりの情報通信料が大幅に増大をしております。IWK インターネットサービス
におきまして、10 月に増速までに大幅な帯域不足が発生し、サービス利用者の皆さまには大変なご不便
をお掛けしたところですが、現在は、一定の解消がなされているというところです。

しかしながら、この間のデータ通信料の伸びを考えると、状況によってはまた帯域不足が発生する可能

性があるため、将来発生する帯域不足に向けて、今後さまざまな方面から検討をしなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

昨年の 10 月にスピードアップ化を図って、当時よりは 1.5 倍ぐらいのスピードアップがなされているということですね。

私も IWK を利用させていただいておるんですが、確かに一時、スピードアップ化を図る以前よりはかなりいいですか、改善されてると思います。特に昼間ですとほぼ支障なく、映像いいですか、写真なんかをずっと開いてくれますし。でも、夜間、8 時以降とか、日曜日なんかの昼間も、以前ほどではないですけど、やはり動きが遅いというふうに感じております。

私は、IWK 入るまでは NTT の、ちょっとサービスの名前が ISDN やなくて ADSL か、に加入しとったんですが、その比較についてしているかという質問に対して、やっていないというような答弁をいただいていたんですが、それについては現状やっているでしょうか。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

宮川議員おっしゃられてる ADSL の速度というのは、今の光ケーブルと比べると相当なおそさがあると思います。現状でいくと、光ケーブルは通信の中でいくと一番速い光の通信というふうになっていますので、そういったところからいくと、光ケーブルは ADSL と比較すると相当の速度が出ていると考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

前回は比較をしてないということだったんですが、今の答弁では、ADSLの方が遅いと認識してるということでしたが。

それは実際に、そういう加入者のとこへ行ってパソコンを見させてもらったということでしょうか。

答弁お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えします。

実際にそこで数値的なところを測ったものではありません。

お聞きしたところによると、こういったデータの通信ではこれだけの時間がかかるといったようなことはお聞きしてますので、そういったところでお答えしたところです。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

例えば、ちょっとずれるかもしれませんが、帯域のスピードがこれくらいあってとかいうふうな説明を住民の方にしても、なかなか分かりづらいところがあります。しかし、実際パソコンに触って画面の動きを見れば、遅い、速いは分かります。写真1枚を、何回にもわたって写真が開かれていくような状況では速いとは言えませんが。

そういった状況をつかんでいるかいらないか、といったことについての答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

日々のデータ通信量といったものは、データで毎日確認をしております。その中で、どの時間帯であればどういった状況かといったことは、日々のそのデータにより確認をしている中で、一定夜間に、いわゆるパソコンのプログラムの更新とか、そういったものがあるときとか、そういったときにはかなりかなりその帯域がいっぱいになっている状況というのも確認をしております。

ただ、日中、また、以前は休日の日中というのも少しそういった状況がありましたけども、現在は、そういったところが見えていないというところです。

なので、今の1.5の帯域でいくと、ある程度はカバーできている。ただ、時間帯によっては、少しその帯域がいっぱいになるというふうなところで捉えているところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

時間帯によってとか、曜日に、平日と休日の差もありますし。

私の問いたいのは、問いたいいいますか申し上げたいのは、やはり、例えば、他社と比べてどうかというのもちっと酷かもしれませんが、IWKの方がスピードが速いですよ、利用しやすいですよ、という環境をですね、ぜひつくってあげてほしいと思うところからの質問ということが大元にありまして。そのためには、他社、例えばこの辺で言えばNTTになるかと思うんですが、そういったところの使い勝手といったものを知らないということであれば、住民への説明がちょっとしづらいんじゃないかなというふうに思っている質問です。

私、今の答弁をお聞きしても、なかなか住民の方にIWKの方がいいと思いますよという説明はちょっと、ようしかねるような答弁でした。やはり、状況というものをきちっと把握することが大事だと思いますので、そういった面を気を付けていってほしいものだと思います。

答弁は要りません。

カッコ3番としまして、移住促進を期してサテライトオフィスなどの環境整備を図れないか、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の、サテライトオフィスなどの環境整備についてのご質問にお答えしたいと思います。

IWK インターネットサービスの提供している帯域につきましては先ほど申し上げましたが、現在はある程度通信速度が出ているものの、近い将来では逼迫（ひっばく）することも予想されています。

現時点におきましては、サテライトオフィスの誘致にある程度高速なインターネット環境が必要とされるならば、その環境を長期間担保できる状況にないのが現状でございます。先ほども申し上げましたが、将来発生する帯域不足の解消に向けた検討を行っているところです。

サテライトオフィスに向けた環境については、整備するにしても、現状のインターネット通信環境の改善から考えていく必要があると考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

この件に関しては、もう少しの検討を要するというような趣旨だったと思います。

その改善という点から見まして、今回挙がっております3年度予算の中にこういった改善に係る、ちょっとカッコ2でありましたけども、例えばスピードアップとかいったことに関しての予算計上はないですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

令和3年度の予算に関しましては、その予算としては現在のところ計上しておりません。

ただ、言いましたように、今現在の通信状況といったところが改善はされたと言いつつも、なかなかこれからの見通しが立ちづらいといったところがあります。それで、来年度に関しましては総務省の事業を活用しながら、全体的にどのような、これから通信インフラがあるのか。そういったことも踏まえて、今後の在り方、町の通信事業の在り方、そういったことも含めて、少しアドバイスをいただきたいというふうに思っています。

その総務省の方のそのアドバイス制度もありますので、そういった専門的知見のある方のお話を聞きながら、改善に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

こういったいろんな検討を今後もされていくということなんで、心強く思いましたけども。

検討するに当たりましては、先ほどの繰り返しになりますけども現状を、IWK だけではなく、住民は他社を選択する自由もあるわけなんで、なるだけ IWK 入っていただいて、より健全な収支にしていかなければなりませんので。

そういった意味で、IWK を取り巻く周囲の状況などもよく把握されての検討をしていただけたらと要望しまして、私の一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、通告書に基づきまして、今回は2問の質問を致します。

最初に、ジェンダー平等についての質問です。

今年度、男女共同参画計画の見直しを行います。まずは、その理由をお聞きします。

以後、男女共同参画計画を計画と略しますので、よろしくお願い致します。

私は、5、6年前ですが、この計画を作る必要性を議会へ取り上げて、計画を黒潮町でも作るように提案をしました。多分議会でこの件を取り上げたのは、私が初めてではなかったかと思いますが、そのときは、国の方針でもあったのか、すんなり私の提案が受け入れられて、計画を作ることになりました。

私は最初から作成メンバーに入れていただいて、そのときの担当係長が現在の青木課長でしたので、私と青木課長は最初からこの計画に関わりを持って取り組むことになりました。

最初は、県から担当課の職員さんも来ていただいて、私は私なりに、先進事例の佐川町や、既にできていた四万十市の資料を集めて、また、ソーレに行ったときには、パンフがいっぱいありますのでそれを持って帰って参考にして、私なりに当時、一生懸命勉強した思いがあります。

佐川町は、すごく丁寧に時間をかけて作ったというふうに当時の委員長さんからお聞きしていましたので、黒潮町でもそのつもりでいたのですが、わずか3回の会でバタバタと完成したなという思いを持っています。

今回は、それらを含めての見直しなのか分かりませんが、見直しの理由をお聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の1番、ジェンダー平等についての両カッコ1、男女共同参画計画の見直しを行う理由についてお答えをさせていただきます。

まず、ジェンダーの言葉の意味について、既に議員ご存じのこととは思いますが、改めて整理をさせていただきます。

ジェンダーとは、広辞苑によりますと、生物学的な性別によって与えられた社会的、文化的な性差、性の違いですね、を言うとしております。生物学的な性別とはですね、具体的には生殖器の違いを言うというふうに書かれておりました。従いまして、ジェンダー平等とは、一般的にはジェンダーレスやジェンダーフリーなどと同じような意味で、生物学的な性差を前提とした社会的、文化的性差をなくそうとする考え方や、性差による役割分担にとらわれず、誰もが平等に自分が望む生き方を選択できるようにしようとする行動であるというふうに書かれておりました。

その上でですね、ご質問の、男女共同参画計画を改訂する理由について2点、お答えをさせていただきます

ます。

まず、1点目です。理由と致しましては、現在の黒潮町男女共同参画計画は、平成27年の3月に初版が制定されておりますが、その計画の中で、計画期間を平成27年度から平成31年度、令和元年度ですね。までの5カ年間としており、昨年度に見直し作業を行って、次期5カ年の計画を策定することが明記されておりました。

本来なら、昨年度にその改訂作業を行わなければいけなかったところながですけれども、担当課の認識不足により1年遅れの改訂になったものであります。

改訂が1年遅れたことにつきましては、真摯（しんし）に反省をしているところであります。

従いまして、現在改訂中の第2次黒潮町男女共同参画計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5カ年を計画期間としておりまして、最終年度である令和7年度に、社会情勢等の変化を踏まえまして改訂を行うことにしております。

続きまして、もう一点目の理由です。近年の社会情勢の変化に伴い、男女を取り巻く環境はもちろん、LGBT 性的指向、性自認ですね。の方々に対する社会的認識が変化してきていることが挙げられます。

本町におきましても、昨年4月に改訂した黒潮町人権施策推進基本方針や、9月に改訂した黒潮町人権尊重まちづくり条例において、従来あった同和問題や障がい者などの7つの人権課題に加え、新たに、犯罪被害者、インターネットなどによる書き込み、災害と人権、性的指向、性自認の4つの課題を追加したことにより、より広く人権施策を進めていく必要があったことなどが挙げられます。

従いまして、現計画の計画期間の規定に基づくものと、昨今の社会情勢の変化に対応するための、双方で改正を行うものであります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

改訂の理由は2つあって、改訂は最初に決めてあったのでその期間になったということと、もう一つ大事なことは、社会情勢の変化があったからだということですね。社会情勢の変化があるので、一応5年間なら5年間というふうの一つの計画を決めてるんだと思うんですけど。

だから、今のお話聞いてますと、社会情勢の変化も大きく作用しているということで、今回の次に、2番に書いてるんですけど、ジェンダーの言葉の意味もほんと、課長の方から答弁で言っていただけて、ほんとジェンダーという言葉自体がね、分かりづらい人があると思うので、大変ありがたい答弁だったと思います。

それで、先ほど言いましたように、その社会情勢の変化があったことで改訂内容が当然変わってきますが、カッコ、次の2番に移りますけど。

今回の計画には新たな項目が付け加えられていますが、その内容について伺います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、ジェンダー平等についての2番、今回の改訂に新たに加える項目についてお答えをさせていただきます。

今回の改訂では、基本目標に、多様性を尊重する社会の実現、これを加えることにしています。

内容としましては、ジェンダー、性的指向、性自認に関しまして、心の性と体の性が一致せず、自分の生き方に違和感を感じている方々に対する差別や偏見、職場における不利益な取り扱いをさせないための対策を講じながら、相談窓口などの体制を充実させることで、黒潮町としての姿勢を示していきたいと考えています。

その一方で、先月開催した黒潮町男女共同参画策定委員会におきまして、一部の委員さんから、男女共同参画と性の多様性、いわゆるジェンダーを同じ計画の中に同列に扱うことに対し疑問視する声が挙がりました。しかし、先行する他の市区町村の計画等も参考にしながら何回か協議を重ねる中で、意見の一致を見ることができました。

いずれにしても、今回の計画の改訂におきましては、男女の性差、性の違いですね。に関係なく、それぞれが生き生きと活躍できる黒潮町になるための計画にしたいと考えておりますので、今回は多様性を尊重する社会の実現、この項目を新たに追加したいと考えているところです。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

多様性を尊重するということは、ほんとに今まではあまり言われなかったことなんですけど、今回はそれを中心にして取り入れたということでは大変新しい項目で、今の社会情勢に合ってスタートするという点では、私はありがたい改訂だなと思って。

この委員にも入れていただけてますけど、やはり社会に沿った、みんなの生き方を進めていくためにはですね、今までだったら男女平等だけで来てたんですけど、それはそれで大事なんですけど、そうじゃなくていろんな、性自認についていろんな人がいるというところにすごく目が向けられましたので、そういうところが設けられたという点では、大変ありがたいですね。

3に移りますけどね。

この1カ月ですね、オリンピック前会長の森発言がこの問題をクローズアップさせたこともありますけど、ジェンダー平等っていうのが毎日のように新聞紙上にも載るようになりまして、まさにこれは旬の問題だなと思っています。当のオリンピック委員会では反応が鈍くて、それほど問題とも考えられなかったと、そういうような報道がありましたが、最初に敏感に反応し、声を挙げたのは女性たちです。そして、すぐに世界中から、男女を問わず非難の声が挙がりました。

昨年前までは、先ほど課長のジェンダーという言葉についての説明もありましたけど、そういうジェンダーという言葉が聞き慣れないで、言葉の意味を私も問われたことも多くありました。

今ここに来てやっと、このジェンダー問題が国民の課題として取り扱われるようになり、脚光を浴び、私は市民権を得ることができたと思っています。

それでカッコの3番ですけど、今後ジェンダー平等の取り組みっていうのはどんな方向を目指すかっていうことが大事だと思うんですね。町として今、いち早くこの計画の中にも入れてくれましたので、大事なのは、この計画をどう生かしていくかということだと思うんですが、町としては、今後この取り組みをどんな方向を目指しているかをお聞きます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、ジェンダー平等についての3番についてお答えをさせていただきます。

これまでの答弁でも申しましたとおり、町は昨年4月に改訂した、黒潮町人権施策推進基本方針や今年度改訂を行う第2次黒潮町男女共同参画計画において、性に関する多様性を尊重する社会の実現を新たに加えることで、町としてのジェンダーに取り組む姿勢を示していきたいと考えているところです。

黒潮町は、このジェンダー平等の社会を目指すために、まずは固定的な性別役割分担意識の解消を進めていきたいと考えています。

具体には、男は仕事、女は家庭といったような固定観念から来る意識を改め、男女が仕事や家庭など、日々の生活において、その両立が図られるような内容の研修や講演会を実施していきたいと考えております。

また、各組織や団体においても、その政策方針の決定過程において男女共同参画が図られるよう、女性の委員を積極的に登用するなどの提言を行っていききたいというふうに考えております。

いずれに致しましても、性差にとらわれることなく、誰もが平等に、自分が望む生き方を選択できるようになるための方向性を示していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今まである、男の人は男らしく男の仕事、女は女らしく女としての立場をわきまえてとか、そういう固定観念がずっと長い間ありましたけど、そういうことを改めていくということが一つ挙げられました。大変ありがたいことですし、そういうところから変えていかないとなかなか進まないと思います。

2番目には私も取り上げているんですけども、女性の委員を増やしていくということでした。

この男女共同参画は、歴史的に見ますとね、まだまだ日本は遅れてるんですよね。今黒潮町では、いい取り組みが一步踏み入れてはくれましたけども、日本全体を見ますと、ご存じのように、ジェンダーギャップ指数は世界153カ国中121位という低さなんです。日本はいまだ、女性差別撤廃条約にも批准をしていません。この問題では世界で後進国もいいところなんです。日本は、政治の世界、女性議員の低さが大きく足を引っ張っており、意思決定機関への女性の参加が大変少なく、遅れているのが現実です。

そんな中、今課長からも答弁ありましたけど、黒潮町は頑張ってると思います。最初ですね、この男女共同参画計画を議会で取り上げてくださいと、意思決定機関に女性の参加が非常に弱いですというふうに取り上げたんですけども、そのときはですね、何かを決めるのは男性、女性はその決定に従って従う、黙って従う。または補助をするといった、旧態依然の体制がそのままあったんです。町の管理職もその当時は全員男性でして、そのほかにも組織のトップはほとんどが男性だったんじゃないかと記憶しております。でも当時の大西町長がですね、この問題に真摯（しんし）に向き合ってくれて、女性の管理職を増やす方向を目指してくれて、今では、3人の方が執行部席に座っておられます。

また、私は、防災会議への女性の参加も強く望んだんですが、そのときには、30人の防災会議は全部の役職の人が来るので、役職がみんな男性だからなかなか難しいという最初の答弁でしたけども、そこから黒潮町は頑張ってくれて、現在では30パーセントを超えた女性の率となって、先月でしたか先々月でしたか、高知新聞にもですね、この数字は全県下ではトップだというふうに報じてくれていました。これらの事実は、私は男女共同参画の入り口であって、これから女性の委員もどんどん登用していくというふうに言っただけでした。これは、私は入口だと思うんです。これらを入り口にしてですね、さまざま

な組織のトップや構成員の、人口の半分は女性なんですから、意識的に半分に近づけるように持っていったほしいと思います。

で、これは、今、町の方角としては、そういう方向に進むと。数字は挙げていませんけど、女性をどんどん登用していくということを言ってくれましたが、町長としても今後も、前大西町長の方角を継承するというのが最初の公約でしたが、こういう考え方ですよ、ジェンダー平等の考え方、それを大きく進めていくというのは、町長の考え方が強くないとなかなか、リーダーシップを取って進めていかない限り難しい道のりになるかなあと思うんです。

この計画が出たってということは、町長がそれをゴーサインを出してくれてるからだと思うんですが、町として、今後のジェンダー平等はどのような方向を目指しているのでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

黒潮町の人権施策の基本方針というのは、人権尊重のまちづくり条例、そして人権施策推進基本方針、そして現在検討中の第2次男女共同参画計画、この3つが町の大きな指針として示されているところでございます。

その内容を読んでみてもですね、このジェンダー、性的なマイノリティーの方については非常に大事であるというふうに明記されております。

町長としてもですね、この今の国際的な流れというのはこういう流れであることは認識しておりますので、そういうところについてはしっかりと重点課題として取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

心強い答弁をいただきました。

重点課題として、しっかり取り組んでいくということでした。

それで4番に移ります。

高知市では、このジェンダー平等というその社会の流れを受けて、今年2月からパートナーシップ登録制度が始まりました。

県下ではもちろん初めてのことですが、これは、まだまだ多くの方には知られていない制度だとは思いますが、どのような制度なのかをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、ジェンダー平等の4番、高知市のパートナーシップ登録制度について、私が調査した範囲でお答えをさせていただきます。

高知市は、本年2月1日、高知市パートナーシップ登録の取り扱いに関する要綱を公布し、男女の違いに関係なく、二人の個人が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、共に協力し合って、継続的に共同生活を行い、または、その約束をしている関係の二人に対し、申請に基づき、市長がパートナーシップ

登録証を交付する制度をスタートさせています。

高知市も、導入に至るまでにはさまざまな取り組みにより、住民意識の高まりの中でこの制度を導入に至っていると感じております。

また、導入に当たっては、市役所内の関係する部署の担当者らで構成するワーキンググループを立ち上げ、数回の協議を重ねながら行われたようであります。

本年2月末時点において、高知県内でこのような制度をスタートさせているのは高知市だけではありませんけれども、ほかにも複数の自治体が導入を検討しており、今後は増えてくるのではないかと予想されます。

また、全国的には、本年度末までに2府県、67の市区町村が導入、または導入を予定しており、日本の総人口に占める人口カバー率は30パーセントを超えるといわれております。

このパートナーシップは、国が法律で認めた結婚とは全く別の物であり、民法で規定する法定相続権や税法上の配偶者控除などは受けることができません。しかしながら、高知市にこの登録証の取得後の取り扱いについて確認をしたところ、自分以外の住民票や戸籍などは親族でないと取得することができませんが、この登録証を市役所の窓口で提示することで親族と同じ扱いになり、交付が受けられるようになるそうです。

また、公営住宅の入居時にこの登録証を提示することで親族扱いとなり、入居要件を満たして一緒に入居することが可能になるそうです。

さらに、生命保険の死亡受取人は相続人などの親族でないとなることはできませんが、一部の大手生命保険会社ではこの制度に賛同し、登録証を提示することで死亡受取人になれるなどのメリットがあるようです。

これまでは、少数派であるがゆえに、どちらかと言えば人知れず隠してきた関係であったかもしれませんが、この自治体が発行する公的な登録証を取得することにより、性の多様性に対する社会的理解が深まり、差別や偏見、ハラスメントなどの解消につながっていくことが期待されていると思われます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

性的マイノリティの方っていうのはもちろん昔からいて、何パーセントかちょっと分かりませんけども、ほんとにいるんですよ。でも、今課長がちょっと言われましたけど、世の中からなかなか認められなくて、隠して、ほんとにひっそりといえますか、差別も受けながらですね、大変つらい思いをしながら生きてこられたという話はいっぱい聞きますし、昨年の質問でもそういうことをしたと思います。

そういう中で、人には一人一人人権がありますから、人間らしく生きたいと。自分が持っている性自認っていうのをもう持って生まれてきているわけですから、それが認められる社会になるっていうのはほんとに、その彼女、彼たちとは、なかなかそういう社会が実現するとは最初は思わなかっただろうと思うんです。でも、今課長が言われましたように、高知市ではそういうところまで進みました。で、世の中も、世界的にもそういうところまで進んでおります。やはり、多様な生き方をこの世の中で認め合う、尊重し合うっていうことが、ほんとの人権尊重のまちづくりですよ。町だと思うんですよ。

それで、高知市の登録制度ですけども、前に言ったときもですね、県営住宅なんかに入居するときにはなかなかパートナーさんではできなかったのが、できるようになった。それから、大きな、命にかかわるような手術のときに、親族でないと立ち合いができないんだけど、認められてなかったら、いくら一緒に

暮らしていても親族としてみなされないのでは立ち合いができなかったのが、この制度が導入することになって、高知市は分かりませんが、それが認められるようになった。ほんとに人間らしい生き方が一歩進んでできるようになったということで、67の自治体がこれを採用してるということをお聞きしました。

昨年私が言ったときには、ほんと、東京都の渋谷区でしたかね、最初に出たの。その実例をですね、議会事務局長にそれを取っていただいて、詳しく見たことでしたけど。それぐらいあまり実例が少なかったのが、今世の中の流れの中でどんどん進んできて、今ここまで進んでいるし、県下でもそれを準備している所があるということですよね。今、ほんと世界はそういうふうになってきている。もちろん国内もそういうふうになってきているわけですが。

それで、5番に入りますけど。

黒潮町でもですね、ほんとに人権を尊重する町ということで、この制度を作ることを求めるんですけど、このことについてはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、宮地議員のジェンダー平等についての5番について、お答えをさせていただきます。

これまでの答弁でもお答えしましたとおり、ジェンダーに対する住民啓発の必要性は十分理解しておりまして、そのための施策を推進していくことに変わりはありません。現在改訂中の第2次黒潮町男女共同参画計画においても、性の多様性を尊重する社会を目指すことを追加しようとしているところでございます。

しかしながら、議員ご質問のこの制度を本町が導入するかどうかにつきましては、現時点ではいつまでに、いついつまでに導入するというような、明確な時期についてお答えできないのが現状であります。

本年度末までに全国でこの制度を導入を予定しているのは、都道府県では茨城県と大阪府の2府県、市区町村では東京の渋谷区や世田谷区、先ほどの高知市を含む67団体であります。

昨年10月、第2次黒潮町男女共同参画計画を作成するための基礎資料とするために住民意識調査を行っていますが、その調査においては、ジェンダーやLGBTなどの性的少数派の問題を解決するために必要なことの設問に対しまして、パートナーシップ制度の導入と答えた方が324人中61人、率にして18.8パーセントの方がそうだと答えております。

昨今のジェンダーを取り巻く社会情勢の変化等を踏まえたと、必要性を感じながら策定期間について明確な答弁ができないのは心苦しい限りですが、黒潮町と致しましては、次年度以降にジェンダーに関する性の多様性を尊重する社会についての研修会や講演会等を開催し、その中で、参加者からの意見等も踏まえながら判断をしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

4番までは大変いい答弁ですね、トントンとこう上に上がっていくといいますか、向上心のあるようないい答弁が来たんですけど、最後、じゃあこれで実を結びませんかというところになると、ちょっと足踏みをしているという答弁だったなと思って、残念な思いはしてるんですけども。

高知市でもですね、これをつくるのにワーキンググループを立ち上げて何回か話し合いをしたと言って

おります。じゃあつくりますよ言うてすぐできるわけじゃなくて、やっぱりそういう方向性は持ってるわけですから、一定下準備は必要じゃないかなと思うんですけども。

そういう下準備らしきことは、もう始まってるとでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

現時では、ワーキンググループに関する詳細はまだ未定でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ワーキンググループっていうのは、高知市の例で私が取り上げただけですね。いろんな準備の仕方があると思って、まあそのへんは行政の方で。私よく、詳しくは分かりませんが。

今までいい方向を目指してきて、やらないといけないというような答弁をいただいたと思うんですよ。でも、いつやるかは分かりませんよっというところでは大変残念な結論が来てますので、私がちょっとお聞きしてるんですけども。町長もそういう方向を目指すと言われたわけですから、じゃあ、どこまでにどういう方向というか結論を出すんですかということと言わないとですね、私もですね、なかなか決着が行きにくいと。

それで今言ったのは、それなりにやってく気持ちはあるから、何らかの準備をしますかという質問をしたら良かったです。ワーキンググループは置いてですね、何らかの準備、下準備ですね。そういうことには実際取り掛かっているんでしょうか。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほどの答弁でも申しましたとおり、次年度以降の研修会とか講演会等にですね、ジェンダーに関する内容の講演会あるいは研修会等を開催はしたいと考えておりますので、計画の中に入れるように担当課では協議をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

少し私の質問が悪かったですね。

その全体的なこと、もちろん住民の意識を高めていくということは大事なことで、今課長が言われたことは大事な事だと思うんです。

そうじゃなくてですね、実際に行政としてですね、事務的な手続きですよ、そういうことがないと、はい、いついつまでにやりますという答弁がもし来たとしても、大変慌ただしいものになりますから、一定のその方向性を持って進めているのか、それとももう、研修会だ何だとか、そういうごく一般的な方向性しかないのか。事務手続きを進めようとしているのかですね、方向性を持って。それともまだ、まだまだ先だから、今のところはそういうところは一步も手をつけてませんよというのか。

ちょっとそこを具体的に聞きたかったんです。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

失礼を致しました。

現段階において、ジェンダーの方向性というのは十分町としても認識しておりますので、必要性は感じております。そのためにですね、先ほど申しました研修等、ジェンダーの内容を行っていくという答弁を申し上げました。

ジェンダーの必要性を認識している上でですね、今後その制度については、導入に向けては勉強させていただきますので、次年度以降その中でですね、方向性等を決定していきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町長、どうですか。これ町長が決断しない限りですね、大体これまでのめどを持ってやりたいということがない限りですね、なかなか下の者はやりにくいと思うんですよね。やはりそういう一定のものを持っていかないと準備の仕方もあると思うんです。

それで、私が課長に前に言ってたのはですね、県下でも各地域がやってたら、もう遅ればせながらほとんどがやっていると。幡多でも一番最後になって黒潮町がやりましたっていうんじゃないくて、もうこういういい方向持って進んでるんだから、やっぱり先進を切ってやると。さすが黒潮町だなと。そういうふうな取り組み方を私はしてほしいと思うんです。やる必要があると思ってるんでしたら。そういう考えで進んでほしいなと思うんですけども。

やっていけない理由があるとしたらですよ、期限が決めれない、例えば来年度いっぱいにはやりたいと。課長が次年度って言いましたよね。いう方向、一定めどが持てないとした理由があるとしたら理由をお聞きしたいのと、ぜひそういう方向に進む気持ちはないかということと、2 点だけお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしてきたいと思います。

先ほど申しました、3 つの条例とか計画を町が思っていることはご説明しましたが、その計画、条例見る限りですね、ジェンダーの後ろ向きな方向はないと思ってます。

そして、ただ啓発と制度を作っていくところについては、少し段階的な差があると思ってます。だから、宮地議員のご質問は制度に持っていくご質問だと思ってますので、そのところで、担当課長の方は答弁がまだ明確にできないんだと思います。

これは宮地議員もおっしゃいましたが、制度にすること、いわゆる東京都渋谷区のように条例化する方法、それから高知市のように要綱化する方法、そういう違いもございます。

そして、渋谷区の条例化した事例につきましては、同じジェンダーですけど、一部で憲法上の議論がされています。憲法第 24 条の問題と、94 条の問題が、都渋谷区の場合では議論になっておりますけれど、いわゆる憲法第 24 条は、結婚というのは、両性の合意のみによって成立するという部分が取上げられて

おりますけれど、これに関する裁判も起こっております。2019年に憲法上の業務裁判が起こっております、間もなく判決も出ろうかと思えます。

そういう状況にある中で、私は、やはり多くの自治体が悩んでおる、検討している状況じゃないかと思えます。67とあると言っても、全部の自治体は1,718自治体の67ですから、パーセントにすると4パーセントなんですね。ほんで高知県でも、34自治体がある中で高知市1つ。それぞれの自治体が、方向性、やらなければならないと思っているけれど、まだ検討が十分でないというふうなところじゃないかと思えます。

うちの黒潮町に振り返ってみても、このパートナー制の導入については、私はまだ議論が十分にできてないと思っております。幸い、男女共同参画計画の議論の中でかなりの意見と、そしてアンケート調査も出て、18パーセント以上の住民の方から、それは前向きにいくべきだというふうな声も出ておりますので。この制度については、どういうところに注意して、どういうふうに作っていったら、そしてそれはどういうふうなところで住民にとって有利にされるものか。そういう議論をやるのには、少し1年ぐらい時間かけて、ワーキンググループになるか、あるいは別のものになるのか、担当部署を中心にですね、少し議論の時間をいただきたいと思ってます。決して後ろ向きに考えてるわけじゃございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

期限を切ってということはできないけども、決して後ろ向きじゃないと。もう少し今の段階では議論が必要だという答弁でしたので、ぜひですね、議論を深めて、1年を大体めどにしてですね、おくれを取らないようにですね、どうせやるんだっただすよ。早目に手を挙げて、先ほども言いましたけれど、さすが黒潮町だねと。新町長もようやるなというようなですね、ぜひそういう制度を作っていただきたいと思えます。

これで、1番の質問を終わります。

それでは、2番の質問に入ります。

人権教育と啓発についてという点で、番号にしますと9番まで入っておりますけど、このやり方がいろいろあるというふうに事務局長からご指導ありまして9番までになっておりますが、答弁の方をよろしく願います。

まず、カッコ1番です。

同和対策事業および地域改善対策事業に係る特別措置法、以後、両方合わせて特別措置法と略しますが、この法は2002年で失効しました。これにより、同和行政は一般行政に全て移行し、行政上、同和地区はなくなり、そのことは同和行政そのものがなくなったわけです。

同和行政が一般行政に移行したということは、多くの国民が正確な法律として知ってるということではないかもしれませんが、日常の暮らしの中では、当たり前のこととして進んでおります。つまり、以前のように特別地域は今存在していないし、意識もしていないということが進んでいるというのが現実です。

特別措置法があったころと、法が失効した現在で、行政や教育の対応で最も大きな変化は何だと認識しておりますか。

あまり微細な点は要りませんので、簡潔な答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、人権教育と啓発についての1番について、お答えさせていただきます。

私の方は、啓発の方について述べさせていただきます。私の後に教育の方について、教育委員会の方から答弁をさせていただきます。

同和対策事業特別措置法が1969年、昭和44年に制定、施行され、旧大方町、旧佐賀町の両町においても、各種事業に取り組んでまいりました。具体には、旧大方町においては、入野漁港の改修、地区の排水路や道路の整備、浜松保育所の建設などが行われ、旧佐賀町においては、縫製工場などの大型共同作業所の建設、横浜漁港の整備、横浜保育所や畜産団地ブロイラーの建設等が行われてきました。また、両町においても共通して、改良住宅の建設を行っております。

地域改善対策事業に係る財政上の特別措置法、通称地対財特法は5年間の時限立法ですが、1992年、平成4年と、1997年、平成9年に2回の延長を行った後に、同法に基づく事業は2002年、平成14年3月31日に期限を満了して、特別対策から一般対策に移行しております。

議員ご質問の法の失効前後の施策の違いにつきましては、特別対策から一般対策に移行されたことにより、国費による住環境整備や大型共同作業所などのハード面の整備事業がなくなり、人権啓発や教育などのソフト面の対策を中心に取り組むようになったことではないかと考えております。

従いまして、本町におきましても、現在は過去に行ったようなハード事業は行っておらず、教育や啓発に主眼を置いた施策を推進しているところであります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の、教育の対応で最も大きな変化は何かについてお答えをさせていただきます。

12月議会でご質問されました、澳本議員に対する答弁と重複する個所もあろうかと思いますが、ご了承ください。

議員ご質問の、法が失効した現在で、教育の対応で最も大きな変化ということでございますけれども、学校教育現場や社会教育現場では、それぞれの教育目標の下、毎年度、見直しを行い実施をしております。例えば、佐賀中学校では、学校教育目標を人間を大事に、自他ともに大切にすることができる、として掲げ、具体的な人権教育の目標は、各学年の教育課程に応じた研究課題を設定し、その実践については毎年度見直しを行い、地域の現状把握と地域への発信を目指しております。

また、社会教育分野におきましては、法の失効以前から継続して実施している事業もあり、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題に焦点を当て、人権に関する住民意識調査や住民の皆さんからの要望、そして社会状況に応じて毎年度分析し、実施内容を見直して取り組んでおります。

従いまして、特別措置法の失効前と後の取り組みにおいて大きな変化はないと思いますが、黒潮町においては同和問題だけでなく、ほかの人権問題も学習内容に織り込んでおりまして、障がい者、在日外国人、平和、高齢者の問題などにつきましても学習しておりまして、仲間づくりの重要性も追求してきました。

そして、同和教育の積み上げと成果を生かして、さらに学習内容を充実してくという、発展的な位置付

けの下、呼び方が同和教育から人権教育に変わったことが挙げられると思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

特別措置法が終わって一番大きく変わったというのは、青木課長が言われましたけども、ハード面がなくなった。いわゆるもう、そういうハード的には特別対応しなくなったということですよね。

特別対応しなくなったっていうのは、地域の人とか場所よね、地域とか人とかの線引きがなくなったと。だから特別対応もしなくなった。全部が一般行政として取り扱うと。それは一番、私は大きなことだと思うんです。

教育の問題はちょっと継承してるものもあってですね、いかがかなと思うようなこともあるんですけども、大きなこととしてはこれじゃないかなと思います。

カッコ 2 番に移ります。

2016 年に公布されました部落差別解消の推進に関する法というには、付帯決議が付けられております。これも何回か議会で取り上げてきましたが、この付帯決議の全文には、次の事項に各段の配慮をすべきとあって、国会では、この解消法と付帯決議は一体のものと答弁もしております。

付帯決議とはどんな内容かをお聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、部落差別解消推進法の付帯決議についてお答えをさせていただきます。

2016 年、平成 28 年に、国会に部落差別解消推進法の法案が提出された際、衆参両院において付帯決議が採決されております。

個々の内容は衆参両院で若干違っておりますので、少し長くなりますが読ませていただきます。

まず、衆議院です。平成 28 年 11 月 16 日に衆議院法務委員会において採択されております。

内容は、政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や、地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である、部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること、とされております。

次に、参議院です。平成 28 年 12 月 8 日に、参議院法務委員会において採択されており、次の 3 つの事項が明記されております。

まず 1 番目は、部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別の解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

2 番目が、教育啓発を実施するに当たっては、当該教育および啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

3 番目が、国は部落差別解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとないう、その内容、手法等について慎重に検討すること、となっております。

参議院の付帯決議の方が少し細かくはなっておりますけれども、大まかな趣旨と致しましては、世代間の理解の差や地域社会の実情を踏まえ、教育や啓発を推進してくる中で新たな差別を生むことがないよう、その内容や手法について適正かつ丁寧な運用を行うことではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

課長が両方の付帯決議を読んでいただきまして、そして、それについて少し説明がありました。

参議院の方で3つ、3点ありましたけども、3点目はそれほどじゃないですが、1つ2つ。この2つの縛りが大変大事な付帯決議の内容ではないかなと、私は思っております。

1 つ目の縛りっていうのが、過去の民間団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえて、これに対する対策を講じることも併せて総合的に施策を実施することと、こういう一つの縛りがあります。これは過去のいろいろなことを合わせて出てきた、わざわざ付帯決議に付け加えられたものです。

2 つ目の縛り、今、これは課長の方も言われましたけど、教育および啓発を実施するに当たっては、新たな差別を生むことがないように留意しつつということですよ。ここがほんとに大事だと思うんですよ。で、留意しながら、これが真に部落差別の解消に資するものとなるように、その内容や手法等に配慮をすることということは、私は自分なりに考えましたらですね、今までどおり教育や啓発を行ったり強化したりしていいのかなと。そういうことに対してですね、そういうものではないよということを前提としていると思いますよね。

こういう2つの縛りがあるということを頭に入れてですね、カッコ3番に移ります。

人や地域の線引きがなくなった現在ですね、特定の地域についてのフィールドワークは問題はないと考えているのでしょうか。

先ほど2つの縛りの中でも入れましたけども、これはどのように考えているのかお尋ねします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、フィールドワークは問題ではないと考えるのか、のご質問にお答え致します。

各学校の人権学習については、総合的な学習の時間などにおいて、ふるさと、黒潮町の産業や歴史について学習する中で、人権文化のまちづくりにかかわる、人、もの、ことを教材に学習に取り組んでいます。各教科と関連付けて、さまざまな視点から児童生徒が探求課題を設定し、人権文化のまちづくりを実現するために、今できることは何かを真剣に考える活動を通して、改めて黒潮町を見つめていく学習に取り組んでいます。

その総合的な学習の時間の目標を、身近な地域の自然や人々とのかわりを通して、自ら課題を見つけ、仲間と協力して課題を解決しようとするとともに、地域社会の一員としての役割を見だし、自己の生き方を考えることができるようにしております。例えば、フィールドワークを行う5年生では、黒潮町の産業とそれに関わる人々を、そして6年生では、黒潮町の過去、現在、未来とテーマを決め取り組んでおります。

その中で、誰もが幸せに暮らせる町こそが目指すべき町の姿だということに気付き、先人の生活の中にあった不合理や矛盾といった問題について、自己の生き方と重ねて考えることを目指しております。

そのため、フィールドワークは、例えば、社会化における水産業に関連して、黒潮町の産業や歴史を学習する中で、入野漁港、佐賀漁港の歴史から、素潜り漁に従事してきた人々の苦労や、厳しい環境の中でも、家族や生活を守るために働いてきたたくましさを感じ取り、部落差別がなぜ存在するのかを歴史学習から学び、聞き取り活動を通して、なぜ今も残っているのかという課題意識を持ち、部落差別問題の矛盾や不合理について追及する学習活動を通して、人権文化の町、黒潮町の担い手として、意識を芽生えさせるために必要な学習活動であると思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私はですね、以前フィールドワークの話、実際にフィールドワークしてるところを万行に行って見たんですけども、たまたまあったんですけどね。その一つの地域を特定して、フィールドワークをやっている。この地域がこういう所だったというふうに、私は、そういうフィールドワークをしているというふうにお聞きしてたんです。

今の話を聞きますとですね、そういう所もあるとは思いますが、さまざまな視点から身近な課題を改めて取り上げていくと。子どもたちにはそれが大事だと思うんですが。そのほかにフィールドワークとしてですよ、取り上げている地域があるのかと、毎年ですね、取り上げている地域があるのかどうか。

この今の次長の答弁ですと、入野漁港と佐賀漁港で、素潜りの問題とかですね、どうしてそこに部落差別があったのかと、そういうことを勉強していると。そういうお話だったんですが、フィールドワークそのものはですね、その特定の地域についてやってるんじゃないと。黒潮町全体について、あちらこちらに行って勉強してると。そういうふうに取り上げていいんですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

フィールドワークは、それぞれの学習課題に応じまして研修場所を設定しております。地域を限定したものでなく、あらゆる地域、施設を訪問して、人に会い、学習する活動でございます。

例えば、人権学習として高齢者の施設を訪問したり、障がい者の施設を訪問したりしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

そこにですね、わざわざ、ここに部落差別があったとこだっというのがね、なぜ入れられてるんですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えします。

それぞれの人権課題に応じまして、その被差別の実態を把握するために、例えば、障がい者に対する人権侵害の問題については障がい者施設を訪問致しまして、そして、高齢者に対する人権侵害の問題については高齢者福祉施設を訪問しております。

それと同じように、部落差別の問題は被差別の地域を訪問して学習をすることは、ほかの人権課題と何ら変わりのない活動であると思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

障がい者施設に行く、老人施設に行く。そういうことは一つの教育課題であってですね、子どもたちにも大事な教育活動の一環だと思うんです。

そこも並列して、同じようにその学年に応じて行っているのかどうか、ちょっと今の答弁では分らなかったんですけど。

私が主に問題にしてるのはですよ、障がい者施設に行くとか、そういうことは問題がないんです。一つの地域を限定してですね、もう、先ほど最初に言いましたけども、旧被差別部落っていうのはもう特別措置法が終わって一般行政に変わってですね、そういう特定、同和地域というのはなくなっているわけですよ。そこをわざわざ特定してですね、子どもたちに教える理由ですよ、教えると言ったらあれですね。フィールドワークをする理由ですよ。それはどうしてですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

前にもお答えをさせていただきましたが、同和对策事業特別措置法の失効によりまして、同和地区という位置付けは行政上なくなっていることは議員もご承知のことであると思いますが、宮地議員が過去にも何回も申されておりますように、残念ながら部落差別は残っているよということも事実でございます。

部落差別が現存するということは、その差別を今もなお受け続けている地域があるということでございます。その地域から学習をしていくということでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

子どもたちにですね、ここが差別された地域だと教えるということはどうですか、誤った認識を教えることになるんじゃないかなと私は思うんです。

過去が貧しかった話、大変な暮らしをしてたと、そういう話はね、たくさんありますよね。そこだけじゃないです。漁民の方だけじゃなくてですね、昔は、浜に行って塩をまいて、塩を取ってたんですよ。それは、ほんと現金収入だったそうです。それから、山の畑をずうっと切り開いて、ちっちゃな段々畑ですけども、それを切り開いて畑を作っている。しかし今はもう、それはほんとにほとんど100パーセントに近いぐらい耕作放棄地になってますけど、そのちっちゃい段々畑に有機肥料としてですね、し尿の樽を担いずっと登っていったと、そういう苦労話も実際ありますよね。ここにはね。それからですね、林業

で言うたら炭を焼いたりしてですね、みんな貧しい暮らしをしてました。そこだけじゃないですよ。だから、特別地域としてそういうことを教えるんじゃないで広い意味ですよ、私はそう思うんです。広い意味で子どもたちに歴史を教えるんだったら、そういう暮らしを教えるということも必要だと思うんです。

それから、差別があったと言いますが、差別はもちろんありましたよ。部落差別というのはあったんですが、その差別ということ言ったら、結核になった人、精神疾患の人、ハンセン病の人なども、ほんとに差別を受けてですね、大変厳しい暮らしをしてたんです。フィールドワークでは、そういう一つの所だけを言うんじゃないで、子どもたちには視野を広げてですね、そういったことも、今言っただろんな暮らしがありましたから。最初に言われましたけども、ここの地域を知ると。また、産業の勉強もする、歴史の学習もしていくと。そういうさまざまな視点からですね、子どもたちには広げていくことが必要だと思うんです。

そして、旧被差別部落というのはもうないんですから、そういう所をわざわざ取り上げてね、やる必要はなくて、今言ったように勉強する所は子どもたちにはいっぱいあります。黒潮町を学んでもらう。また、昔の歴史、先人たちが一生懸命苦労してきて、今の現在がある。黒潮町があるわけですけど、先ほど、塩取るだとか例を挙げましたが、そういうところも視野を広げて進めていくことが、私は大事だと思うんです。

そういうふうなところにフィールドワークというのを広げていくと。そういうふうな今後ありませんかね。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

フィールドワークにつきましては、さまざまな学習課題に応じて、いろんな所で子どもたちが学んでいるということは、先ほど教育次長が申し上げたとおりでございます。

かつての被差別地区に行って子どもたちが学ぶということでございますけれども、まさしく今、議員がおっしゃったように、歴史に学ぶということでもあります。

つまり、ちょっと話は変わりますけれども、例えば、かつて私、中学生の授業で、八幡さんの中にある安政津波の碑について話をしてくれということが何度かありました。その際に、子どもたちにお伝えしたのは、この石を、かつて人力しかない時代にここまで運んできて、ここに被災の状況を刻んだ。それはなぜか。そこにどういった先人の思いがあるのか。それを分かることが一番大事なんだと。ここに碑があるということを知ることでなくて、その先人の思いを知ることが大事なんだということをお伝えしたことがありますけれども、まさしく、この歴史に学ぶフィールドワークというのは、先人の思いに学ぶ。私たちの地域や命というのは全て先祖からつながっているわけですから、先祖の過ちも、それから先祖の汗も努力も含めて、先祖の思いを学ぶと。これが大事でございますので、ですから、そういう地区にしっかり足を運んで、史実をしっかり学び、過ちがあれば、過ちを二度と繰り返さない。そこから学ぶことがあればしっかり学ぶと。これがフィールドワークの趣旨でありますから、これからも必要な現場には足を運んで、子どもたちはしっかり学習をすると。それは被差別地区だけではなくでですね、高齢者施設も含めて、さまざまな所にしっかり子どもたちは時間がある限り、足を運んで学んでいくと。これが大事だと思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

先人に学ぶということはほんとに大事なことで、特に子どもたちは昔の暮らしを知りません。

先ほど言ったように、塩をまいてですよ、実際塩を取ってたわけですけど、なかなかそういう暮らしを自分たちの先人がやってたっていうことを知らない子が増えてきました。

私たちは、海に面した地域と、山に面した地域がありますから、そして、農業もほんとに基幹産業でやっていますから、そういうところでもありますね、今どんどんそういうところに広がっていくと、フィールドワークをですね、いくということでしたので、ぜひですね、視野の広い範囲で、これから未来のある子どもたちにはフィールドワークをですね、取り上げていただきたい。

ということで、次のカッコの4 番に移ります。

12 月議会で、地域住民課長は、実態調査について検討するという答弁をしておりますが、特定の地域を線引きする調査は問題があると思うのですが、この実態調査っていうのはどういうことですかね。

そして、もし特定の地域の調査をするというのでしたら少々問題があるのですが、見解を伺います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、昨年の12 月議会における私の実態調査に対する答弁について、お答えをさせていただきます。

去年の12 月議会において、澳本議員から質問のあった実態調査に対する再質問に対しまして、私は、予算措置を含めて検討はさせていただきますが、実態調査を行うにしても、その調査結果をいかに施策に生かしていくか等々、やる前とやった後での施策に十分な検討を要するとしておりまして、するしないにしては、もう少しお時間をいただいて検討させていただきたい、というふうに答弁を致しました。

調査を行うことは物理的には可能かもしれませんが、もし調査を行った場合、その対象地域も含めまして、実際にどのような方法で行うか。また、調査で得られた結果をきちんと分析し、その分析した結果を、今後町が進める人権施策にどのように反映させていくか等々、実施する前に十分な検討を行った上でないと調査のやりっ放しになってしまう危険性があることから、課内の人権啓発係と大方、佐賀両町民館に対し、事前に十分な調査検討を行った上で実施の可否を判断して、事業計画協議に挙げるようにという指示を出しているところであります。

従いまして、当地域住民課と教育委員会の人権部署で組織する担当者会において、十分な調査、検討を行った上で実施の可否を判断して、黒潮町の方針を決定したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

12 月議会に澳本議員が言ったのは、特定の地域を特定して、実態調査をするようにという内容だったと思うんですね。

だから今の課長の答弁は、特定の地域の調査をすることの、今言われたようにいろんな課題があるから、それらを検討してやると。

そういうことで考えていいんですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほどの教育長等の答弁にもあったとおりですね、法の失効によって地域の枠組みがなくなったことはありますけれども、実際にその地域の実情に合った施策を打つためには地域の実態を知ることには必要であると思いますので、実施するに当たっては、地域を特定して行うこともあるかもしれません。

そういうことも含めてですね、事務局で十分に調査検討を行った上ですね、事業協議に挙げていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

地域を特定することがあるかもしれませんと、ちょっと濁した答弁ですけど、大体絞っていくということですよ。

私はね、なぜこれを取り上げたかといいますと、今までもですね、何回かこの地域を特定した実態調査ですね、やって下さいと、これで私の記憶で3回目ですけども、議会で出てるんですよ、要望がね。

課長としては、つまり行政としてはですけど、検討するんじゃなくてきっぱり否定するということは、今のお話を聞いているといろんな方面から検討をしていくということですから、やるかもしれないということですよ。そして、地域を特定するかもしれない。えらいあいまいな答弁ですけども。

実態調査をするとすると、その目的がまず要りますね。目的に沿って地域を特定する必要がある、何らかの過程で出てきますよね。で、何を基準に地域を特定するか、それが大きな問題になってくると思うんです。万一それ特定するとしたら、行政が税金を使って、この地域は町内では特別地域ですよ。調査する必要がある地域ですよということになるんじゃないかなと思うんです。

そういうふうな調査をするために、細かなことを検討してるのでしょうか。

ちょっとお聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

法の失効による地区の枠組みがなくなった。その上で、地区を特定して調査をするのかということだと思いますけれども、どのような施策でも同じだと思うんですけども、やっぱりその地域の実情を知った上でないと、その的確な施策を打ち出すことができないというふうに考えています。

それで、やり方ですけども、方法としてはですね、私12月議会でも答弁致しましたけれども、今現在、町民館には相談員さんを配置しております。佐賀、大方、両方に。で、その相談員さんがそれぞれ地域に入って行って、生活実態等を聞き取りなども行っております。そういう中で、必要な施策を判断することも可能かもしれません。

しかしながら、もっと広い意味でですね、全体を把握するという意味では地域の実態調査が必要な場合があるかもしれませんので、何回も申しますが、必要な施策を打ち出すための実態調査であるというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

地域の実情を知るっていうことはね、一つの特定地域だけじゃなくて、黒潮町全体ではいろいろあります。中山間に入っていけば中山間にあるし、海辺に来れば海辺の事情があります。

そういうことじゃなくて、今言ってるのは、町民館っていう話が出てきましたから、旧被差別部落の実態調査を、どういう地域の実情かと。それをするということを検討するでよろしいんですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

対象地域を明確にしないということだと思いますけれども、これについては冒頭申しましたとおり、調査結果をその後の施策に反映させることが一番だと思っておりますので、調査区域、あるいはその調査のやり方、内容等をですね、十分事務局担当者会で協議をした上で実施して、それを町長含め事業計画協議に挙げていきたいと。それで町の方向を決めていきたいということでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

なかなか、きっぱりとは言いませんけども。

一つの地域を特別地域としてですね、やったら私は大きな問題があると思うんです。これが旧被差別部落であつたら、新たな差別を生む。そういう懸念がありますよね。

特定するわけですから、その結果をどういうふうに生かすかどうかこうとかって言われましたけど、その結果を生かすよりも調査をすること自体にですね、私は大きな問題が出てくるんじゃないかと思うんです。というのは、特定のしようがないでしょ、今。旧被差別部落というのは。昔こうだったということでのわけですね。やるとしたらね。でも今、混住がすごく進んでます。そういうこともありますし。人ももちろん、交流がどんどん進んでます。そういう実際の中で、ここは特別地域でしたよと。特別ですから、調査しますよ。お金をつけてやります。結果を発表するかどうかは別ですが、こういうことをやるということは、私は新たな差別を生み出すことになるんじゃないかなと。

町民としてはですね、わざわざそういうのにお金を使って調査をする必要がどこにあるんですか。大事な税金ですから、そういうふうにしてなかなか理解も得られにくいでしょうし、反発を招くんじゃないかなと思うんですね。反発を招くっていうことは、新たな差別につながるんじゃないかなと、私は思うんです。でもそういうことはなかなかお認めになりませんが、私としてはこの部落差別解消法ですね、実態調査をするということは、課長もご存じだと思うんですけども国がするわけですよ。主語は全部国です。だから今さらですよ、もう行政区域、一般行政に移って同和行政がなくなったのに、実情を知る必要があつてわざわざ調査する。それ自体は、先ほども何回も言ってますけど、新たな差別を生みますからやめるべきだと思うんですが。

もうここで検討するじゃなくて、きっぱりやめたらどうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すみません。先ほどの付帯決議にもありましたように、新たな差別を生むことはないようにということを留意しつつ、ということを書かれております。

今回この実態調査はですね、まさしくその新たな差別を生むことになるようであれば、それは法の趣旨、付帯決議の趣旨から言えば反することですので、そこについては丁寧な対応が求められていると思いますので、この実態調査をするしないにしてもですね、新たな差別を生むことのないような対応を丁寧にしていきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

これでこの問題終わりますけどね、調査をすること自体が新たな差別を生むんですよ。

そのことを留意した上でお決めになってください。

カッコの5 番に移ります。

同和問題は、封建時代の身分制度の残像ですよ。その同和問題と、今の資本主義的な差別を並列しているのは誤解を与えると思うんですが、並列していない、私はしていると思うんです。

で、誤解を与えると思うんですが、その見解をまず伺います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、人権教育啓発についての5 番、封建制度である同和問題と資本主義的な差別の並列についてお答えをさせていただきます。

まず、用語の意味について説明させていただきます。

広辞苑によりますと、封建制度とは、君主の下にいる諸侯、家臣たちですね。たちが土地を領有し、その土地で生活する人民を統治する社会またはその政治体制、とされています。

次に、資本主義とはですね、封建制度の後に生まれた体制であり、構造的には、生産手段としての資本を有する資本家が労働者から労働力を買い、それを上回る価値のある商品を生産して利潤を得る仕組み、またはその体制とされております。

江戸時代を中心とする、封建制度下における身分制度、いわゆる部落差別は、住む場所や職業、それらに起因する貧富の差であったように思います。

明治以降、わが国は資本主義を導入して近代国家をスタートさせていますが、社会には依然として部落差別が根強く残り、明治維新後 100 年余りを経過した 1965 年、昭和 40 年に同和対策審議会答申が発表されることになります。さらにその答申後、50 年以降が経過した 2016 年、平成 28 年に部落差別解消推進法が施行されました。住環境が整備され、住む場所や職業も自由になったにもかかわらず、依然として部落差別が残ってきた原因はどこにあるのか。そのあたりをきちんと分析し、対策を講じていくことが、これからの人権行政の重要なポイントであると思っております。

議員ご質問の封建制度である同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別であると思います。

また、資本主義的な差別とは、わが国が資本主義を進める過程において生じた、個人あるいは団体間の

経済格差ではないかと思います。

従いまして、封建制度下における同和問題と、資本主義下における差別を並列して同列に扱うことについては、確かに疑問や違和感を感じるかもしれません。

しかしながら、黒潮町においては、部落問題に対する差別意識は以前よりは薄まってきており、解消に向けて一定進んでいるとは思いますが、じゃあ完全になくなったかといえば、まだまだそうではないように思われます。行政が何もしなくてもよい状況になっているとは言い難いのではないかと思います。

従いまして、特別措置法が失効して一般対策に移行された現在においても、封建制度下で作られた部落差別が残っている現状にかんがみまして、教育啓発施策を推進していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

課長が封建制度と、それから資本主義社会というものを詳しく説明してくれましたので、私からさらに言うというのも何ですけども、封建時代というのは、課長が言われたように国民主権じゃなかったわけですよ。国民の人権は保証されておられませんから、人は、その身分制度の序列の中で生きておりましたよね。人は平等じゃなくて、差別や区別があって当然で、その権力者が国民を分断して、支配するための手段として身分制度が作り上げられました。その時代は、今も言われましたように君主の一言で命さえも奪われましたよね。大変な時代でした。明治に入りますと、君主は天皇に変わりましたが、国民は天皇の臣下、家来ですね。で、天皇は絶対的存在だったわけです。そのときも、国民の人権は保証されていませんでした。

封建時代に作り上げられた身分制度の中に部落問題が権力者によって作られていたことは、今課長が説明があったとおりのことで、ご存じのことです。皆さんもほかの方も、町民の方も知っておられます。

しかし、今現在は身分制度はなくなって、今どき武士の家系だとか、そんなこと言ってる人はおりませんよね。身分が日常に残っているということはありません。

一方の、現代の資本主義社会では身分による差別はないんですが、差別はさまざまな形であります。行政が、7 でしたか 8 項目でしたか挙げられましたが、その代表的なものを掲げておりますが、女性差別や民族差別、宗教差別等々、世界的な、時代を超えた差別として続いておりますが、身近な問題として一番激しい差別は、経済格差の中から生まれているんじゃないかと思います。

封建時代と資本主義社会の一番の違いは、先ほどから言っておりますけど、基本的人権が国民に認められたことです。封建時代の身分制度の中で作られた同和問題は歴史的に終えたものですが、国民主権で基本的人権が保証された民主主義の時代の下では、抱えてる背景とか内容も違ってきます。だから今課長も言われましたように、並列にすると確かに誤解を与えるということは、そういうことだと思うんです。はっきり区別していかなくちゃなんない。

それで、付け加えますとね、同和問題っていうのはですね、先ほどから部落差別は残ってる残ってるということを再度強調されますけど、同和問題は、男女の違いとか人種の違いなどというように生まれながらにして持っている違いで、お互いの違いを認め合うと、そういう中で解決していくような問題ではないですよ。先ほどから言われてますように、同和問題は封建時代の歴史的な産物で、時の権力者によって作り上げられた身分制度ですので、先ほど言いましたように、人として生まれながらに持っている違いで

はありません。ですから、身分制度終われば解決できる問題なんです、お互いの違いを認め合っていく。男女の差とか民族の差とかそういうもんじゃなくてですよ、作られたものなんですよ。

ですから、私がずっと前から言っているのは、人権教育では、同和問題をはじめとするといった枕ことばを付けて、現在の資本主義社会で最も人権の重要課題であるかのような位置付けは、まだ判断力が不十分な子どもたちに誤解を与えようと思うんです。私は誤解ってこれ書いてるのはそういうことなんです。

そのように思うんですが、そうは思いませんか。どうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

枕ことばに同和問題をはじめとするということが誤解を招くかどうかにつきましては、すみません、確実な資料を持っておりませんので、ここで明確な答弁はできませんけれども、いろいろな人権課題に学ぶという意味においては必要なことであると思っておりますので、そういう意味においての言葉であるというふうに認識をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

人権教育ですから、ちょっと教育委員会の方にお聞きしたいんですが。

作られた身分制度っていうのは、その時代が終われば基本的に終わりますよね。同和問題はその残像として、意識的に残されてきました。でも 40 年から 50 年ぐらい前と比べますと、もう比べものにならないくらい住民の間では意識もされておられませんか、特別視もされなくなっております。それは、特別措置法によることも大きいですし、その法が失効して同和行政っていうのが一般行政に移行したことも大きな要因だと思います。それと、時代の流れだと思います。

というのは、まず、もう混住が進んで、いろんな地域の人が入り込んでまた出ていく。そういうふうに、地域に線引きがなくなりましたね。結婚も地域間で大きく交流が進んでいることは、町民の皆さんが実生活で実感しております。これは、住民の間に垣根が取り払われてきている。そういうことだと思います。

しかし、資本主義社会で問題になっている差別というのは、やっと今、先ほど 1 問目で言いましたけどジェンダー平等とかですね、ジェンダー平等が世間で市民権を得てきたように多様な生き方を認めることとして、今後私たちが民主主義を求めていくための新たな課題として真剣に向き合っていく必要があると思うんです。未来を担っていく子どもたちには、今後、多様な生き方を認め合い、尊重し合い、自分らしく生きていける民主主義の世の中がいかにか大事か、真剣に教えてほしいと思います。もちろん教えていると思いますが。

このような人権教育に取り組んでほしいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

なぜ、同和問題をはじめとするということにするのか。そして、広く人権教育を捉えるべきではという

ご質問だったと思います。

人権教育の指導方法などの在り方についての、文科省が取りまとめた第3次取りまとめではですね、人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別の視点からのアプローチがあり、その両方が相まって、人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられると記載をしております。

従いまして、人権一般の教育も必要ですが、個別の課題ですね、高知県が挙げてます。うちも挙げてますが、11の課題、これについてももしっかり実施しなくてはいけないと思います。

その個別課題として、同和問題を中心に据えて取り組んでおりますけれども、同和問題だけを重要であると言っているのではございません。それは、これまで同和問題への認識の広がりによりまして、それで社会的な取り組みがいろいろ成功したことによりまして、ほかの差別問題、人権問題が取り上げられてきた歴史的な経過があります。そういうことを踏まえれば、広く差別問題、人権問題を共感的に理解する糸口として、そういう意義を同和問題が持っていると思いますので、ですから同和問題をはじめとするということで、枕ことばとして挙げております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それで、広い意味の人権教育をやっていただけるというふうに取ってよろしいんですね。

それでは、次に移ります。カッコ6からですね。

人権教育の内容について、これもまた繰り返しになることもありますが、町の人権教育推進計画の中で、次の3点の課題はどう位置付けられているか問います、というのはですね、6、7、8という意味です。3点というのは、カッコのね。こういうふうに分けておりますので。

で、なぜこの問題を取り上げたかといいますと、私は人権教育推進計画を読むと、人権イコール差別であって、差別イコール同和問題と取れる内容が随所に以前からあるように思って、その疑問を超えてですね、危惧（きぐ）しております。判断材料の乏しい、まだ真っ白な子どもたちに、町の教育方針の柱が同和問題とはじめとする、という枕ことばを付けて子どもたちに教育をしていることには、危機感を覚えています。教育の中で、人権イコール差別、差別イコール部落問題というような人権教育が行われているとしたら、それは偏った教育であって、非常に問題があると思っています。

特別措置法が失効したところから同和問題は、失効する前もそうでしたけど、同和問題っていうのは一部の団体が人権を隠れみのにして、同和問題を人権問題という言葉を使っているために少々混在していると思います。人権とは、私が言うまでもありませんけど、人が人として生まれながらに持っている権利ですから。そんな大事な権利ですが、これは天から降ってきた権利ではありません。ご存じだと思いますけど。長い間、何百年もの間、人々が権力と戦って、その戦いの中から勝ち取ってきた、人間らしく生きる権利です。

それらを考えて6、7、8と質問に分けて書きましたので、まず、カッコ6番に入りますが、憲法に基づく人権学習はどう生かされていますかというところに入っていきます。カッコ6番ですね。

私はですね、人権教育は当然憲法に基づいたものであると思っていますし、それは実施されているものと思っています。人権の基本は憲法に定められており、特に憲法13条に、すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由、および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法、

その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするとあります。これは、生存権、自由、幸福追求の権利が国民の基本的人権であることを規定したものです。ここから、各個別の権利も生まれます。地方行政が基本的人権の尊重を教育の根幹に据えているのは当然ですし、やっていると思います。生存権、自由権、幸福追求権がどれだけ取り上げられているかは言葉では難しく、低学年にどう教えるかは難しい内容ですが、それらを根幹に置いた人権教育をしていくことが必要だと思います。

具体的に教育現場でどのように生かされているか分かりませんが、それらが随所に盛り込まれた教育は、年齢に応じて最低限必要な課題ではないでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、人権教育推進計画の中で、憲法に基づく人権学習の位置付けについて、お答えをさせていただきます。

人権教育推進計画の中で、直接、日本国憲法に係る記述はございませんが、日本国憲法第3章、国民の権利及び義務の第11条、または第14条、そして、先ほど申されたように13条、および、第10章の最高法規の97条は、これは遵守することは大前提でありまして、その大前提の下に、これを基本にして人権教育推進計画を策定しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

憲法を生かした取り組みをしているということですので、カッコの7番に移ります。

自閉症や発達障害等の障がい者に対する配慮についてですが、自閉症や発達障害などの障がい者に対する配慮については、もちろん憲法に基づいて、人が人として、障害を持っていようが持っていまいが、当然、基本的人権が保証されていくべきものです。

どのような配慮を持って、人権教育の中に生かされているのでしょうか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、人権教育推進計画の中で、障害者に対する位置付けについてお答えをさせていただきます。

人権教育基本方針の基本方針と致しまして、発達障害などを含め、特別な教育支援を必要とする子どもたちに対して、幼少期からそれぞれの特性に応じた取り組みが必要であり、教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが協働して、保護者や地域、関係機関と連携して取り組むことと位置付けをしております。

そのために、必要に応じた人的配置や教育機材など、教育環境を整える施策を行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大事な課題ですので、これからも真摯（しんし）に取り組んでいただけるものと思います。

カッコ8番にいきます。

働く人の人権問題、特にパワハラ、セクハラ、マタハラなどのハラスメントについてです。

憲法に基づいた人権問題は、子どもたちだけとは限りません。人権イコール差別問題、差別問題イコール同和問題というニュアンスで教育を行われてるとしたら、先ほども言いましたけど、それは偏った教育になります。人権問題で昨今大きく問題となってきたのが、働く人たちの人権が侵されているということです。そして差別を受けているということですよね。

パワハラ、セクハラ、マタハラなどのハラスメント問題、これは大きくクローズアップされてきました。以前は、セクハラ、パワハラなどの言葉は聞いたこともないほど無視された問題で、大変悔しい思いやつらい思いをしてきた人たちが大勢いたと思います。そして、自殺に追い込まれた人もおりました。

しかし、徐々に、自分の人権は認められているんだ、今の自分の扱いは不当だと、そういうふうにして、多くの働く人たちが声を上げ始め、こんにちでは、不十分な面もあるとは思いますが社会問題として取り上げられてきました。これらは、人権問題としては、人が人として生きる権利として大事な問題です。今の境遇は決して自己責任ではないんだと、そういう声を上げて言える。そんな教育が行われてしかるべきだと思っています。

働く人たちの人権問題は、どのように扱われておりますか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、人権教育推進計画の中で、働く人の人権問題の位置付けについてお答えをさせていただきたいと思います。

人権教育推進計画の中で、働く人の人権問題にかかわる記述はございませんが、学校教育、社会教育など、家庭や学校、地域など、さまざまな場を通じて、男女平等と相互理解について学習機会を設定しております。

例えば、小学校におきましては、生活科の中で人権学習を取り入れまして、家庭生活にかかわる活動を通して、家庭における家族のことや、自分でできることなどについて考えること、そして、家庭での生活はお互いに支え合っていることなどを理解して、自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しい健康に気を付けたりした生活をしようとする行動化につなげる学習を、低学年から実施をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは私の方からはですね、先ほど教育次長の方が人権教育推進計画に当たることに對することを答弁しましたので、私の方からはですね、契約に関する方の部門から申し上げたいと思います。

まず、議員も既にご存じのこととは思いますが、パワハラ、セクハラ、マタハラの用語の意味について、少し整理をしておきたいと思います。

まず、パワハラですが、パワーハラスメントの略で、同じ職場に働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、肉体的苦痛を与える行為、または、職場関係を悪化させようとする行動とされています。

次に、セクハラです。セクシャルハラスメントの略で、一般的には、本人の意思に反する性的な言動、またはそれらを要求する行為とされています。

最後に、マタハラです。マタニティーハラスメントの略で、妊娠、出産をし、産前産後休暇や育児休業等を申し出たこと、または、取得したことを理由に、解雇や不当な取り扱いを受けたり、上司や同僚からそのことに対する嫌がらせを受けることとされています。

先ほどからの答弁しておりますとおり、昨年4月に黒潮町人権施策推進基本方針を改定しております。その基本方針の中に、企業やその他の事業所において、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、職場での嫌がらせ、性別等による不当な差別のない、働きやすい職場環境を進めるとともに、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成が必要であるということを明記しております。

今後、町はこの基本方針に沿って、それぞれの施策を推進していくことになります。

例えばですね、こちらから直接事業所に出向いて研修を行う人権出前講座があります。既に多くの事業所に実施していただいております、わざわざ町が行う研修や講演会に参加しなくても、職場にいながらにして高齢者や障害者、ハラスメント等に対する研修を受けることができます。人権問題は一部の人たちだけの問題ではなく、自分の身の回りにも身近な人権課題があるんだと、そういう意識を持ってもらうことを主眼に、今後も実施していきたいと考えています。

いずれに致しましても、働く人の人権が守られ、働きやすい職場環境の構築に向け、研修の機会を提供したり、助言等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

働く人の人権についてですね、課長が言葉の説明から、いろいろと始まって言ってくれました。

人権問題は、課長も今言われましたように一部の人たちのものじゃないということで、職場でも出前講座をしてるということでは、やはり人権っていうのはほんとに広い意味。当たり前ですけどね。広い意味です。そういうところまで手を伸ばしてくれて、推進しているということでは、今後もまた続けていただきたいと思います。

最後になりましたが、カッコの9 番になります。

人権問題の行政啓発について、問題点や限界をどのように認識しておりますか。

これをまずお聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、行政啓発の問題点についてお答えをさせていただきます。

黒潮町は、人権尊重のまちづくり条例や人権施策推進基本方針に基づき、あらゆる人権課題の解消に向け、人権まつりや、泊まり合い研修等、また、推進講座等々を通じて、住民にその機会を提供しております。議員ご質問の、啓発に係る問題点や限界につきましては、ここ数年ですね、各種研修会に参加してい

ただいている参加者の固定化が散見され、新たな参加者の掘り起こしがなかなか進まないことが課題であると考えております。どんなに著名で素晴らしい講師を招いて、有意義な講習会等を開催したとしても、その講習会に参加していただける人が少なければ、事業効果は半減してしまいます。

従いまして、現時点においては参加者を増やし、一人でも多くの方に人権に対する思いを持っていただく。そのことが、人権教育啓発のすそ野を広げていくことになると考えております。

町と致しましては、このような状態を改善するために、これまでの慣例にとらわれず、開催場所や時間、内容等を再検討し、一人でも多くの方が参加しやすい環境を整えたいと考えております。

本年度は、新型コロナの影響で、講演会や研修会が中止になったり、実施したとしても規模縮小や回数を減らすことになりましたが、その代わり、IWK によるテレビ放映や人権出前講座、チラシやポスターなどを配することにより、研修や講演会に参加しなくても、自宅や職場にいながらにして人権について考える機会を提供することができました。このことは、負の影響が言われてばかりいるコロナ禍において、プラスの影響であったのではないかと考えております。

いずれに致しましても、研修会や講演会に参加していただいた方の心に届き、そのことが周りの人たちに広まり、また、新たな参加者を生むような研修会や講演会を企画立案して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

研修について少し問題を絞っていかなくちゃ、あんまり広い意味になるといけないんですが。

課長がちよっと今言ってくれましたけども、人権問題の研修なんかというのは、先ほど、講習の中に泊まり合いも入ってございましたけど、同和問題を中心にしたのが多いですね。そうじゃないかなと。部落差別はいけないだとか、そういうなのが多いんじゃないかなと。もちろんそれだけじゃないですけど、差別問題を中心にやってるんじゃないかなと思うんですけど。

そういうところに参加者が少ないとか、そういうことでいいんでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

具体には、同和問題の研修だから参加者が少ないとかというような、実態を調べたものではありませんけれども、1 番のジェンダーのときの質問で、今年、ジェンダー等に関する研修会等もやってみたいというふうに捉えてますので、広い意味で人権研修を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ぜひ、広い意味の研修を私やっていただきたいなと思うんです。

というのがですね、同和問題に関して、特に泊まり合いなんかももちろんそうでしたけども、部落差別がどうのこうのっていう人権集会、講演があつたりしますけども、これに対してちよっと絞って言いますけど、町民がですね、どのような考えを持つかは自由ですよ。これは、この部落問題に限らずですよ。

いろんなものに対して、町の方針に反対の人もおいでますし、町のやっтерことに意見を述べることも自由です。もちろんジェンダー平等に対してもさまざまな意見がありますから、講習の中かでそういう反対意見もあると。それは自由ですよ。

どのような考えを持つかっていうことは、もう憲法19条が保障してます内心の自由です。だからそれはですね、もちろん町の方では分かっていると思うんですが、町民の考えることをですね、町民の考えを変えようと。特に部落問題ね、部落差別の問題ね。町民の考えを変えようということを目的としたような行政の人権啓発は、私はおかしいと思うんです。

ほかのこともたくさんありますよ。絞って言わないと難しくなりますので、今は絞って言っておりますけど。そういう人権啓発だとやると、内心の自由を侵していきます。だから、行政がこれからやっていくことは、もちろんジェンダー平等っていうのはこういうもんですよ。こういうものがありますよと。これが今現在では、多様な生き方を認めるのが私たちの生き方じゃないでしょうかというようなですね、人権尊重のための一般的な考え方をお知らせすることが、私は啓発だと思うんです。

こうあるべきだ、こうすべきだという啓発をもしやってるとしたら問題だと思うんですが、そのへんはどうでしょうかね。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほど議員言われましたように、自由な考え方、発想、内心の自由のことを言われましたけれども、こうあるべきだ、こうじゃないといけないということを、行政が押し付けて言うつもりはございません。

ただ、先ほども付帯決議のところで申しましたけれども、新たな差別を生むことがないようにということが言われております。同和問題、特に部落差別問題進めていく上で、そのような新たな差別を生むということが本末転倒の話でありますので、そういうことがないように、親切、あるいは丁寧な対応をしていくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

そのとおりだと思います。課長の言われるとおりだと思いますし、新たな差別を生むことがないように注意をしてると、留意しているということでした。

それで、もう一つですね、法務省が、部落差別の解消の推進に関する法律ですよ、その第6条に、部落差別の実態に係る調査というのを、法務省やってるんですよ。これ国が主語ですから。やって、その調査結果を報告をまとめています。

で、そこには次のような重要な指摘が3つありますので、ちょっとここで言いたいと思うんですが。

まず、1 点目ですね、部落差別はまだあると答えた人の大部分は、実態体験以外に基づいて、実態体験なしですね。実態体験以外に基づいて、そのような認識を持っているとあります。これは、行政啓発で得た知識で答える人が多いということではないかと。行政啓発が現状認識をゆがめている作用を果たしていることの表れではないかということです。1 点目ね。

2 点目ですが、教育啓発の認識について報告書は、啓発を受けた経験、また部落差別経験があるかないかにかかわらず、大半がその不当性を認識しているとしておりまして、全体として差別意識は低いと述べ

ています。法務省がですよ。つまり啓発をしなくても、部落差別はいけないというのは国民の常識となっているということです。誰が何の目的で書いたか分からないインターネットの書き込みがあるからといって、啓発を強化するのは逆効果ではないでしょうか。これは法務省が言ってるんじゃない、私が言ってるんですよ。インターネットのことは、啓発はしなくても、法務省が言ってるのは、部落差別はいけないというのは国民の常識となっているということですよね。

で、マル3ですね。そのことを、報告書は次のようにしています。私が言ったようなことですけど。法務省はですね、人権教育や部落差別に関する啓発を受けた経験がなくても、そういう経験がなくても差別意識は低い。他方で、概して、啓発を受けた経験があると答えた人が、啓発を受けた経験がないと答えた人に比べて、啓発を受けた人が気になると、そういう意識が相対的に高いと。そういう分析を法務省がしております。ここに、こんにちの啓発の問題点、限界が示されているのではないのでしょうか。ですから、私が先ほど部落差別の問題の啓発というのは、どこに問題があって限界がありますかっていうのをお聞きしたんですけど。

町においてもですね、啓発の仕方を抜本的な見直しが必要ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

部落差別解消推進法第6条に規定する意識調査、これについては全国規模の調査であります。もう既に実施されておりまして、その施策が現在の人権施策に生かされておるという認識で間違いないと思います。

それを受けてですね、先ほどから言いますように、繰り返しになりますけれども、新たな差別を生まないためにいろんなその調査をやって、実態も知り、それを施策に反映さすってということです。

すみません、ちょっと休憩かまんですか、議長。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 15 時 27 分

再 開 15 時 28 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

失礼致しました。

先ほど、議員が言われた3つの点についてはですね、もう少し調査、勉強さしていただいて、対応したいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

この調査結果のは、確かインターネットで取れるはずですよ。私は別のところでもらいましたから。ぜひ見ていただきたいなと思います。

だから今、全国的にはですね、そういう方向に行ってるということを私言いたかったんです。だから今までとおんなじような啓発をやってはいけませんよと。見直す時が来てるんじゃないですかということと言いたかったし、もちろん、おんなじことをやってとは思いません。いろんな人権課題で、努力しながら、いろんなところへ手を広げながら、また参加者が少ないことはどうしたらいいかっていうことを考えながら、町の方もやられていると思うんですが、そういうことも加味した上で、こういう報告がありますよということを言ってるんです。

それでですね、最後ですけど、今、解放子ども会とかまだありますね。児童館、町民館など、特別の地域や施設が、限定された取り組みもそのまま継続されておりまして、あるいは取り組みも強化されるということがあったらですね、もう今は一般行政にふさわしく改善すべき時期に来ているのではないかと思います。

特別対応を残しておいて、特別視するなというのもおかしいんじゃないかなと思うんですが、これ答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

今、町民館、児童館が担当します子ども会活動等につきましては、人権に対する心の豊かな子どもを育てるための教育であるというふうに考えております。

従いまして、特に一つの固まった教育であったりを進めるものではなくてですね、人権に対する心豊かな大人に成長させるための子ども会活動であるというふうに考えておりますので、それを現在行っているところであります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

人権課題というのはほんとに大事なことで、先ほども言いましたけど、何百年もかけてみんな住民が戦って、権力から勝ち取ったものです。それは皆さんもご存じだと思います。ぜひこれからもですね、子どもたちにも、これから未来を担っていきますから、広い意味の人権教育、ぜひしていただきたいし、特定の地域を決めたフィールドワークじゃなくて、いろんな所、黒潮町に入ってですね、いろんな体験、いろんな先人のやったことを勉強していただきたいし、啓発にも少し考えていただきたい。そして、ジェンダー平等も進めていただきたいし、もちろん私たちも一緒に勉強していきますので、これからも町の方にも頑張っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、15 時 45 分まで休憩します。

休 憩 15 時 31 分

再 開 15 時 45 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

4 番 (山崎正男君)

それでは議長の許可を得ましたので、私の方で質問させていただきます。

いよいよ最後の質問者でございますが、どうぞ気持ちを切り替えてご答弁をお願いします。

今回は、第1問にコロナ対策について、第2問に環境対策について、第3問に統計の分析についてということで、お伺い致します。

もう既に、この1番のコロナ対策については、何名かの方がご質問もあり、答弁もいただいておりますけれど、私なりの気持ちの整理もありますので、同じようなことでありますがよろしくお願い致します。

最近の状況を考えると、東京都市圏を除いて全国の緊急事態宣言の解除が宣言され、少し状況の変化が見られるようになっております。

しかし、まだまだ終息の方向は見えないと感じております。現状と今後の町の対応策をお聞きしたいと思えます。

1番のカッコ1の、感染の予防対策はどのように進展するのかという質問でございます。

私どもは心配するに、この感染が始まって以来、もう1年も過ぎて2年目、これからまた今年の年末までいくのか、もっと先までいくのかという心配がありまして、早く町民にその終息のめど、どのように立てたらいいかを伝えられるような状況にしていきたいと思えますので、このような質問をさせていただきます。

今、新聞紙上でも取りざたされておりますワクチン接種の時期ですが、これは国は2月ごろになったらというような話できておりますけど、県に下り、市町村に下りてくるころには、いつの時期になるのかということでございます。早くワクチンの接種を受けて、皆さんがその予防としての認識を心で安心できるような格好になっていければと思えます。

ワクチンの接種も1回では駄目だということでもありますし、2回、3回ということになるかも分かりませんけれど、そのタイミングとしていつごろから始まっていつごろ終わるのか。

それから、PCR 検査ですが、これは別途に陽性が陰性かというものを見分けるもののようでございますが、これの接種の方法。どこへ行ったら受けらしてもらえるのか、どういう状況のときになったら受けていいのか。それから、どれぐらいの金額で負担をしたらいいのか。こういうようなことも併せてお願いしたいと思えます。

それから、終息に向けて、コロナが終わるのは皆さんが待っておられますけれど、受けて町民の我慢のしどころ。今年いっぱいになるのか、来年もまた新たに我慢していかなきゃいかんのか。町の行政の中で、ワクチン接種をしていけばいつごろこうなって終息していくであろう、というようなことがあれば教えていただきたいと思えます。

まず、よろしくお願いします。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは山崎議員ご質問の1、コロナ対策についてのカッコ1についてお答え致します。

濱村議員、矢野議員、浅野議員への答弁とも重複致しますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、ワクチン接種の時期でございますが、5月ごろからの開始予定で準備を進めております。ただし、

ワクチンが予定どおり送付されるのかによってスケジュールも大きく変動致しますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、PCR 検査の実施についてでございますが、これまでと同様、保健所に濃厚接触者と判断された方や、受診した医療機関の医師の判断により PCR 検査は実施されるものとなっております。

また、終息に向けての町民の我慢の時期とのご質問でございますけれども、現在は、新型コロナウイルスに対峙する方法としましては、ワクチン接種をするしか方法がございません。

ワクチン接種につきましては、早くて年内、遅くても令和4年2月末までに完了させる予定で準備を進めております。

高齢者のワクチン接種希望者の接種が予定どおりに進んだ場合は、8 月中に完了予定。一般の方も含めて言うのであれば、計画どおりに接種が進んだとして12 月中になると考えております。

ワクチンは、接種したからといって、これまで行ってきた感染症対策をしなくていいということにはなっておりません。今後は何をすることも感染症対策が大前提にあり、その上で、できることを考えていくということになろうかと思われま。

ワクチンを接種した方についても感染の可能性がございます。従いまして、ワクチン接種した方も、しなかった方も、引き続き感染症対策をしっかりとしていただき、生活の中に新しい生活様式を根付かせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

以上でございます。

(議場から何事か発言あり)

大変申し訳ございません。

もう1点、PCR 検査ですけれども、ご自身で検査を希望される方は、そのときの感染状況にもよりますが検査をすることはできます。

ただし、その費用は全額自己負担となっております。その場合は、検査協力医療機関に個人で相談をしてもらうことになります。

金額については、公表をされておられません。そのため、ここでお答えさせていただくことはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

検査協力医療機関につきましては、県のホームページでも確認できますが、担当係にもお気軽にお問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

ワクチンはあれですか課長、注射しても感染の心配はあり得るということながですか。そうか。

じゃあ、何がワクチンを打って安心できるがでしょうかね。

かまざったら、言ってください。ワクチンの安心策。

議長 (小松孝年君)

暫時休憩します。

休 憩 15 時 54 分

再 開 15 時 54 分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、発症を予防するということが述べられております。ワクチンを受けた人が、受けていない人よりも新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっております。

感染症予防効果は約95パーセントというふうに、厚生労働省の方からは報告をされております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

最近の情報等を聞いておりますと、ワクチンを接種をして重症化するような人、アレルギーのあるような方、それから、ひょっとしたら死ぬかも知らんというようなこともお聞きしますけれど。

その大体受けにくい人が、ワクチンを接種すると重症化するような人が、名前が何か、何とか、横文字だったので忘れたがですけど、まあ5,000人に1人とかいう程度で起こり得るというようなことも新聞とかニュースで聞いたことがありますけれど。こういう方は、当然、本人が遠慮してくるわけじゃろうと思いますけれど。もしそういうふうになった場合に、どこが補償するのであろうか。どういう補償がされるのか。

分かっていれば教えてください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

新型コロナのワクチン接種は、予防接種法第15条にて、市町村長はこの新型コロナワクチン接種をしたことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めたものについて救済給付を行うと規定をされておりますので、アナフィラキシーショック等を起こした場合には厚生労働大臣の認定を待って、救済が行われるか否かが決定をされることになります。

救済が行われる場合には、その状態によって違ってきておりまして、受診が必要な場合はその医療費および医療手当等、政令で定める程度の障がいが残った場合には障害年金等、死亡した場合は死亡一時金等が支給となります。

手続きにつきましては、その都度、役場健康福祉課保健衛生係および地域住民課保健センター係までご相談いただければと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

町民の心配、国民の心配を少なくしていかないけませんので、いろんな状況で接種を始める場合には前もって、こういう方たちにはこういう補償があります、それからこういう心配も100パーセントないわけ

ではありませんというようなことは、事前にやっぱり町民にお知らせするのは妥当かなと思います。

それと、他の登壇議員の質問の中でもありましたけれど、集団検診、集団接種。これを4カ所でやるということでしたけれど、どれぐらいの期間でやるのか。例えば、1日に200件終わらせていくのか、500件終わらせていくのか。そういう手段ですか、方法はどういうふうに考えているがじょうか。

それから、その各60集落余りあるわけですけど、各集落ごとに終わらせていくのか。それともその日に、仕事が空いた人、希望のある人だけを自由に参加させて、その4カ所においでくださいということになるのか。

そこらあたりを分かっているれば。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

各地区に入っていくということはかなり難しいと思っております、町の方としましては4カ所にて集団検診を行う予定で、今計画をしております。

それは、各地域ごとに指定をさせていただきまして、この地域は何日の何時から来てください、という形のご案内をさせていただく予定でございます。それにより通知をさせていただきまして、それを持っておいでいただくということを考えております。

人数につきましては、その地区ごとに違いますので、大体240人程度から400人程度の間を考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

スムーズに、200人とか400人とかいうことで日々終わっていけば、まあ何カ月で終わるとかいう計算ができるわけですので。そしたら、住民もだんだんだんだん接種が増えていって、心配事が少なくなるってなということになるかと思しますので、段取りのいい方向でやっていただければと思います。

先ほどもちょっと言いかけたがですけど、アレルギー反応のあるような方なんかを、これは受けてみないと分からないのか。希望を取って、私は受けませんと、あらかじめ連絡しといた方がいいのか。そこらの段取りは考えておるじょうか。

やっぱり町民の方で、この接種方法が自分にどういうふうに影響があるかというのが分かりにくいときがあると思うがで、あったときには今さっき言うたような補償があるようなことですけど。高齢者からいろんな方がおります。それから病気を持ってこられる方もおるでしょうし。そういう人をどのように説得して、このワクチンの接種の接種率を上げていくのかどうか。そこらあたりの考えがあれば。接種率をどうやって上げるか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

以前の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、このワクチン接種は任意の接種となっております。

す。

ご自身の意思で判断をしていただきたいとは思いますが、基礎疾患をお持ちの方につきましては主治医の先生にまずご相談いただきまして、主治医の先生の方からワクチン接種しても大丈夫だよというようなことを言っていただければ、ぜひともワクチンの接種を受けていただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

細かいような質問ばかりで申し訳ないですけど。

要は、町民が安心して接種を受けて、確率の高いところでの接種数というか、なればいいと思うわけですけど。

それから、個人の自由に任すというのではなくて、やっぱり盛り上げ方ですね。ワクチン接種をぜひみんなで受けようねという方向へ持っていくための広報とか説明とか、そういうことが必要になるのではないかなと私は思います。

それから PCR 検査については、本人の意向、それから保健所とかお医者さんで指摘された人、そういう方だけしか受けられないというのですかね。本人が、心配だから前もって受けたいという方は受けれるわけですかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えをします。

先ほどの答弁と重複しますが、PCR 検査は、ご自身で検査を希望される方は検査を受けることができます。が、そのときの感染状況によっても検査が可能かどうか、受ける側の方が可能かどうかによっても違ってくると思いますので、検査協力医療機関の方にご自身でご相談いただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

小さなこと小さなことで詰めておりますけど、申し訳ないですけど。

その PCR 検査を受けて、陽性であることが分かった。そういう場合は、どのように個人を指導してくれるのか。即自宅待機しなさいとか、即入院してくださいとか、即どこか決められたホテルで泊まってくださいとかいうようなことになるのか。

やはり、PCR 検査を受けて何日か余裕もあるがでしょうかね。PCR の結果が出るまでに。そうしないと、PCR 検査も勇気を持って受けたものの、後、どういう身支度をしていいのかわかりませんので。できれば、そういう分りにくいところを分らずということで、説明とか広報とかあればいいと思うがですけど。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

PCR 検査で陽性が出た場合には、保健所の方から連絡がいくことになります。

高知県の場合には、病院への入院をすることになっておりますので、でもその入院までには少しご本人に、しておかなければならないこととかそういったことがある場合には、一定の日数は保健所の方が許してくれるようですので、で、準備が出来次第、入院をしていただくということになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

何分、自分がその検査を、私自身もそういう検査をやっていればもっと状況も分かるかも分かりませんが、高熱になったからとか、下痢したとか、何かめまいがしたとか、いろいろ症状が出た場合しか PCR 検査はしないわけですね。

そうでなくても、元気な者でもかまわんわけですかね。元気であれば、その希望を前もって連絡して、かかりつけ医に相談すればいいわけですか。

個人的なやりとりになりようけど、ひとつ答えをお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

ご自身で希望される場合には、検査協力医療機関の方にご自身でご相談をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それから、先ほど言ったその終息に向けての時期は今、先ほど課長が説明いただきましたように 12 月ごろ。ワクチンは 12 月ごろで、取りあえず終わるということですかね。

これから、今、高知県の感染者数も 909 人ぐらいですか。これが増えるか増えないかも、やはりまだ分かりにくいとがありますよね。それは県下の接種状況、これが一段落してこないと見えてこないところあるかと思いますが、今起きているところは主にクラスターとかいうようなことで、濃厚接触をするような条件にある方たちが多いですね。

一般の人は通常の、4 密を避けたり、飲食の時間を避けたり、こういうふうな本来の感染予防の対策をもっとしっかり続けていく、ということによろしいんですね。はい。

それでは、1 問目終わります。

2 問目ですけれど、経済の打撃に対する支援策を今後も続けていくのか。

今までやってきた国の支援策、それから県、町の支援策があると思いますけれど、これらが町内全ての自営業者に行き渡っているのか。行き渡らないような業者もあるのかどうか。平等に、やっぱりこういう支援はされるべきであろうと思いますので、町が考えて、まだこの事業関係者にはとか、自営業者には対応されてないとかいうことがあれば、それも併せてお聞きしたいし、そのための方法ですね。やはり町内を調べて、再確認して、もう少しきめ細かい助成や支援策が必要なのかどうか。

それから、生活困窮者。この感染の影響を受けて生活に困窮された方とか、一人暮らしの高齢者で相談

もできないとか、それから大学生。要するに大学へ行っているけれど、他県でアルバイトもできない。学校にも行けない。そういうような状況のときに、アパート代もない。そういう方たちを救える方法はないのか。こういう対応も併せてですね、今後、町が考えていくべきところはもうちょっと深く掘り下げないかんとこがあるのではないかなと思いますけれど。

まず、その３点の中でも平等に、とにかく町民平等に扱われているのかというところをお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは山崎議員の、新型コロナウイルス感染症の経済被害に対する支援策についてのご質問にお答えを致します。

これまで、町が自営業者に行った支援策と致しましては、資金繰り支援として、融資を受けた際の利子補給や保証料補給、営業自粛要請やスポーツツーリズムの合宿や大会の自粛に伴う感染拡大防止に係る経済支援交付金、国の持続化給付金の対象にならなかった事業者を支援する持続化交付金拡充事業、固定経費のうち人件費負担を軽減する雇用維持特別支援給付金などがございます。

水産業にかかわる自営業者には、水揚げ額に応じた２パーセントの手数料補助の支援を実施することとしております。

農業にかかわる自営業者には、収入保険への加入促進を図るため、保険料に対して補助を行う支援がございします。

また、県においては、休業等要請協力金、雇用維持特別支援給付金、営業時間短縮要請協力金等の支給制度や、高知県営業時間短縮要請対応臨時交付金、集出荷施設等緊急整備事業などがございます。

国においては、持続化給付金、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、高収益作物次期作支援交付金等の支援制度がございします。

これらのほかにも、補助金の交付による支援や商品券、飲食券の発券による支援など、国、県、町において、新型コロナウイルス感染症により経済被害を受けた自営業者への支援策を講じてまいりました。

また、令和２年度黒潮町一般会計予算補正第１１号、および令和３年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症経済支援給付費補助金をはじめ、事業者支援のための委託料や補助金等を上程しており、お認めいただければ、事業継続と雇用の維持が図られるものと考えております。

それぞれの事業におきまして制度の条件がございしますし、また下限、給付の上限、そういったものもございしますけれども、一定それぞれの事業所に支援ができていいるものと考えております。

今後におきましても、事業者の状況把握に努めるとともに、必要な支援策を講じてまいります。

次に、生活困窮者への生活資金の貸付支援策についてのお答えを致します。

生活困窮者への生活資金の貸付支援策につきましては、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯へ１０万円以内を貸付、支援する緊急小口資金、および、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている単身世帯へ、月１５万円以内、２人以上世帯へ月２０万円以内を貸付支援する、総合支援資金制度などがございします。

また、一人暮らしの高齢者等への支援策と致しましては、新型コロナウイルス感染症への対策ではありませんが、常日ごろから見守りを兼ねた配食サービスや各あったかふれあいセンターの活動、および地域

の方々による見守りにより生活にお困りの方の相談を受け、必要な支援につなげております。

大学生等につきましては、自宅で自主学習や遠隔授業を余儀なくされた、または家計の急変など、経済的に厳しい状況に置かれた令和2年5月1日現在に黒潮町に住民票を有している大学生等、または黒潮町に住民票を有している当該学生の保護者等の養育者に対して、自宅通学者に2万円、自宅外通学者に3万円の経済支援を行う、在宅奨学支援金制度を行っております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況把握に努め、継続支援や追加支援等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

もろもろの支援策はやっておられるようでございますが、どうですか、その効果というのは確認はされておりますか。

その助成とか支援とか、言葉はなかなかいいわけですけど、申請する人だけしか対応されてないとか、どっかに漏れがないかどうかの確認は、何らかの方法でやられておるがですかね。

それから、生活困窮者なんかには貸付という制度みたいですけど、この貸付金というのは一時しのぎは一時しのぎであろうし、返さないかんものだと思います。もう返さなくてよければ一番ええわけですけど、何か、困った人になおかつまた困らすような金額を上乗せするというような気がするわけですけど。やっぱりこういう制度しか、今ないわけでしょうかね。

今言う、要するに国、県、町がやられておる施策がうまく浸透して、数字で表せるのならば表してもらいたいし、町内、何業者関係者がおって何業者が助かっておりますと。何人が助かっておりますとかいうことがあれば、教えてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

まず、事業者合計についてご説明させていただいて、まず漏れがないかの確認ということになります。

まず、私どもで一番分からないのが、県は含めて国の持続化給付金とか雇用調整助成金とか、国が独自で行ってる施策があります。町内の中で相当の業者がこの給付制度を用いて相当の援助をいただいた、というものは大体は把握できるんですけども、実際の件数というのは、これは国に聞いても、それからその受付機関に聞いても、これはプライバシーの関係がありまして、誰がもらった、誰がもらわないというのは分からないようになっております。

その観点から言うと、町の施策をどれだけもらったかということによってしか判断ができないところはあるんですが、まず私、その商工関係が初めに行ったのは、4月、5月の休業要請を感染防止のために行った施策。これについては94件の事業者が一定、その休業する代わりと言っては何ですけども、一定の支援というものをさせていただきました。

以後、また我々町として打ったのは、そういう施策を打って、まだ何にももらえてない。いわゆる支援のなかった所に対して、国が行った持続化給付金の拡張としまして一律10万円ということで施策を打ちました。

さらに、どうしても雇用を伴う企業に対して、やっぱり一番苦しいのは雇用を伴う大きい収益を挙げているとこなんかじゃないかということもありまして、その人件費、いわゆる社会保険料に着目した支援までも行ってまいりました。

さらに言いますと、今度新たな施策として、補正予算に計上させていただいております、いわゆるもう年間の収益。いわゆる、今までに年間を通じていろいろな給付金の制度に用いて給付を頂いても、なおかつ収益が減っている所に対する補助というものに対して援助するための補正予算 3,000 万ぐらい、大体 60 事業者を見込んで 3,000 万程度の援助をするべく、補正予算に上程しているところですけれど。

こういうような形で、我々行っている施策としましては、ほかにもいっぱいありますけれども、まず事業者に対しての援助としましては、きめ細かなとまではいきません。全部を網羅したかということ、そうではないかも分かりません。けれども、一つずつ意義を持って取り組むことで、なるべく漏れがないような形を目指して取り組んできたところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

今、その個人情報で、結果公表ができないということですが。

町が予算を組んで、町なり国なり県なりが予算を組んで、何千万とか何億とかという金を動かしている中で、申請のあったのが何件で、それから許可されたのが何件で、助成の対象を受けたのが何件じゃというようなことは、もう当然分からないかんことじゃないろうかと思うがですけれど。

それを公表していくようなことはないがですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

町が行った件数というものについては、随時公表はしてまいります。何件かということに関してはですね、事業名を省いて公表することはできます。

ただ、国とか県の施策、これらの情報というのがなかなか手に入らないところがありまして。

国自体が、いわゆる自治体単位での集計をしてないということはあろうかと思いますが、町内の中でどの企業者がどれだけの収益を得たか。これらについては、本来は国の持続化給付金とかいうのが一番大きいと思いますけれども、その部分については確定申告の対象になっております。実際は、今度行ういわゆる年間の収益の減少に伴う援助、これについては確定申告を伴う部分の中で一定、国の収益、いわゆる持続化給付金なんか加算されて計算されている観点から言えば把握はできる部分もあるかと思いますが、ただ、今の部分では国の中で、その件数なりどの事業体がもらったかということについて少し分からない部分がありまして、その部分についてはちょっと申し上げることができないということで、今お答えしたところです。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

分からないということですが、いつになったら分かるがでしょうかね。

国の申請は、直接個人がどこへ申請しようがです。国の事務所とかそういうところだけですか。町を通してということじゃないがですか。町を通してやっておるわけですか、助成申請なんかは。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

今、国の助成金等については、町は一応窓口になって、ある程度その申請の仕方、それから方法、ましてその手続きの書類などの説明などは当然行っていくわけですがけれども、実際は直接国の方に送付なり、それからオンライン等で申請するようになってますので、実際は町自体は分からないということになります。

受付した人が仮にするだろうなというのは分かりますけれども、実際したかどうかという結果については分からないということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私だけが分からないのかも分かりませんが、何か妙にすっきりこないわけですが。

国とか県もその町に委託するのか、町が商工会に委託するのか、個人がやるのか、そこらが妙に私自身も分かってないですが。

1 回その申請を受けて、申請が許可されたということになれば当然、100 パーセントその助成が出るということになると思うがですが、そしたら何件オーケーというようなこと、頭から分かっていくと思うがですけどね。

妙に課長の答えは、私が聞くのが下手なのかどうか分かりませんが、いまいち。何か、せっかく国の大きな金を使って、県も金使って、町も金使ってやっていることが、本当にこの関係業者とかに行き、関係の個人に行き、使われて喜ばれておりますよということまで何か見えてこないというのは、ちょっと残念に思うわけですが。

今後、これからまたこの感染症も続くわけですが、今までやったその助成や支援じゃをどう評価して、今後のまた新たな支援じゃ助成じゃということを考えていくのでしょうかね。妙に、何にも効果の確認が取れない状況で、そんなこと考えれるのかどうかという心配を致しますが。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

山崎議員の質問にお答えを致します。

まず、課長の方がお答えをしていた国の持続化給付金等につきましては、全てを町はなかなか把握できないという意味でございまして、町の交付金事業等につきましては、全員協議会でもお配りをした事業の明細等がございます。

その中でも、これまでの実績の見込みで 68 事業で 2 億 6,000 万ほどの交付金の対象事業とかですね、今

年の明許繰越で予算を計上しておるのが交付金の対象事業で1億6,000万とか、そして現年度、令和3年度に交付金事業で1億約6,000万ほどの事業につきましては、先日の全員協議会等で明細等をお配りをして、それに実施の事業についてはこれほどの実施見込みというふうなことで、皆さんにお配りをしているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

金額的にはそういうふうな大きな金額で、当然助成をされておるわけですけど。

今言う、その業者というか、この助成とか支援に対応できる業者はもう一定ながか。もう、こことこことここ、こういう関係の業者だけですよという、国のこういう補助制度もあるわけですけど、こういうコロナ対策感染症に対する国の対応策とかいうのはもう決まったもんがありますよね。そういう業者だけながか。それで、実際コロナ関係でこの町民、いろんなとこへこの感染症のマイナス面は出てるわけですよ。所得にしても、遠洋にしても。そういうとこまで行き及んでいるのかどうか妙に聞こえてこないで、そこらを町はどのように見ているか。まだこういう業者とかこういう関係業者にはどうも補助はないですねとか、支援はないですねとか。

国のこの条件なんかを見えますと、前年に比べて何百万とか30パーセントとか減になったとか、そういうような観点じゃろうと思いますけれど、本当にみんなが喜んで万歳なのかどうかを分かりにくいけど、すげんど、町は分かっているがですかね。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

先ほど課長の方で、それぞれの細かな事業、いろいろ説明を致しました。それぞれに事情対象の方がおられます。

実際、今申告の時期になっておりまして、その収入の比較によって事業者の分の、今度、令和3年度の方に新規で計上もしております。そのあたりである程度の部分、拾うていけるんじゃないかというふうな予想は立てております。

また、個人の収入につきましても、申告の時期等ではありますので、そのあたりで若干ながら把握ができていくんじゃないかというふうな予想は立てております。

また、そこに対してどんなふうな事業を計画を打っていくのかは、またこちらで計画をしていくということになろうと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

そしたら町自身は、町内のいろんな関係者がおるわけですけど、その関係者の把握は一応できていると。情報は漏らさないけど、助成もしっかりなされておるという考え方でよろしいんですかね。

そういう安心感でよろしいですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

先ほど申しましたとおり、申告等で把握をして、努めていくということであります。

また、いろいろな相談窓口を開設しておりますので、そこで皆さんにご相談をいただければというふうには思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

このコロナの関係で経済的に打撃が続く限りは、この助成金、支援金を十二分に、町民のためを思って、一回一回締めたところで効果を確認しながら、再度次の段階へ進んでいっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは2 番に移ります。

環境対策でございますが、昨今、新聞やテレビ等でこういう地球規模の大きな問題が取り沙汰されておりますので、お聞きします。

地球温暖化や海面の上昇、それから大洪水や台風の大型化が叫ばれております。気温の上昇が我々の地球を乾燥さし、人類を枯渇化させようとしています。将来に向けて、何をどうするか想定して、今から考えを改め、対応策を講じるべきだと思います。

危機意識を持って行政として何をすべきか考えるべきではないでしょうか。そして、今から準備が必要なものはないだろうか、考えていくべきだと思います。

我々のこの地球の気候はもう自然の摂理ですので、その摂理を壊しているのが我々人間社会の時代の進展、こういうところから入っていると思うがですけど。今、我々は毎年所得も向上さし、それから便利な道を造り、便利な生活をしておるわけですけど、反面、かなり無駄な、ごみとかこういうものも出ています。それから食料についても、無駄な食糧廃棄も出ております。これは、我々人間自身の傲慢といえますか、今までの慣れでより良い文化を求めている大きなことが、結果としてこの地球環境の汚染とか温暖化とか、こういうものになっているのではないかなと感じております。

それで、食糧問題、水資源問題、それからごみ問題の予測と現状の認識と、将来を見据えた考えや対策があればお聞き致します。

我々は謙虚になって、もうちょっと謙虚になって今のこういう生活レベルでいいのか。いろんなことをもう一步、原点に戻って考えるべきが来ているのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の、環境対策について、1 番目の食糧問題、水資源問題、ごみ問題の予測と現状の認識と将来を見据えた考えや対策についてのご質問に、お答えしていきたいと思います。

まず、これらの大きな原因になっております地球温暖化による気候変動、まさしく全地球的な、いわゆるグローバルな課題であり、食糧問題や水資源問題など、あらゆることに大きな影響を与えております。

とりわけ気候変動につきましては、年々巨大化する台風や、頻発する豪雨による大洪水等の自然災害の激甚化に悩まされている日本にとって、深刻かつ重大な課題であると認識しております。

現菅内閣総理大臣は、昨年 10 月の所信表明で、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言して閣議決定し、そして現在開催中の第 204 回国会に地球温暖化対策推進に関する改正案を提出して、今審議されているところでございます。

この内容を見えますと、市町村が果たすべき役割についても書かれております。

例えば、地域に役立つ再生エネルギー事業、地域脱炭素化促進事業と定義しておりまして、市町村は事前に、事業者を求める地元貢献策などの要件を策定する。つまり、計画などを策定しなければいけないと。

そして、参入しようとする事業者は、要件に沿った計画を市町村に提出しなければならないと。地方自治体、あるいは事業者の責任と申しますか、そういう分についても触れております。

このようなことから、これからは国と国民、そして地方自治体、事業者が密接に連携して進めなければならないと考えております。

今議会の冒頭に、私の方が施政方針の結びで触れさせていただきましたけれど、日々の社会変動や国全体の経済動向というのが、まさしくこのカーボンニュートラルによく表れているんじゃないかと思っております。

昔から、グローバルに考えてローカルに行動するという言葉がございますが、黒潮町としても、2050 カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をわがこととして進めなければいけないと思っております。

それから、最後のごみ問題につきましては、少し具体的に担当課長の方から答弁させていただきます。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは、黒潮町のごみ問題の取り組み状況についてお答え致します。

まず、一般廃棄物の処理について、快適で住みやすい生活環境をつくるため、町内で発生する一般廃棄物を適正に処理するために、黒潮町一般廃棄物処理実施計画を作成し、ごみの資源化により一般廃棄物の減量を推進し、町民の皆さま、事業者、行政が、分ければ資源、混ぜればごみをスローガンとして、ごみの適正化処理に取り組んでいます。

一般廃棄物として、家庭ごみと事業系ごみに区分し、家庭ごみは、さらに資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、引っ越しなどによる一時的な多量ごみに区分しています。

家庭ごみの資源ごみは、ペットボトル、紙類、ビン、缶、使用済み小型家電に分類しています。

また、事業系ごみの資源ごみは、ペットボトル、段ボール、紙類に分類し、分別収集をすることで資源ごみのリサイクルを推進し、再資源化に取り組んでいます。

次に、近年、プラスチックごみの海洋流出が生態系を含めた海洋環境への影響、船舶運航への影響、観光、漁業への影響、沿岸域居住環境への影響などが懸念され、新たな地球規模の課題となっており、温暖化に続く 21 世紀の新たな地球環境問題となっています。

このよう状況から、昨年の 7 月 1 日からレジ袋の有料化が義務化されたことにより、町でも、町の広報や町内放送、ならびにホームページ等により、町民の皆さまや町職員にマイバッグやマイボトルの活用など、プラスチック製品の削減へのご協力の周知を行い、少しでもプラスチックごみの削減に努めています。

ごみの減量のための取り組みと致しましては、リデュース、ごみの発生抑制、リユース、ごみの再使用、リサイクル、ごみの再資源化の3Rの活動を推進し、廃棄物の発生を抑制することで、焼却や埋め立て処分による環境への悪影響を極力減らすとともに、限りある資源を有効に繰り返し使う循環社会の形成に取り組んでいます。

地球温暖化を防ぐためには、私たち一人一人が日ごろの何気ない行動が、森林資源や水資源が循環する環境保全への認識と地球規模の環境問題に対する理解を深め、自分事として、持続可能な社会と将来の地球への行動として考え、省エネルギーに努めていくことが大切だと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

課長の方からごみ問題について、まことにその方向性でいけば、行政としてはまあ80点ぐらいは出せるかなと思いますけれど。

本来、この地球環境レベルのごみ問題、まあ言うたら海洋ごみも合わせてですけど。ごみ問題もそう、その食料の問題も水の問題もそうながですけど、境界線はないがですね。境界線。

これは国際的な問題でもありますし、各市町村のその認識はもちろん、県レベル、それから国レベル、国際レベルで取り組んでいかないと、進まない問題だと思います。

今言う、町長の言われるように2050年、脱炭素化。この問題も、国の動きとしては大変目標を持った視点であろうと思います。

思いますけれど、我々、じゃあ実際に浜辺のごみ、それから道路端のごみ、こういうものを日々少しずつでも町民共々が助け合って、なくすことができるものをなくしていこうという、そういう運動を起こさないといけないのではないかと思いますし。

それから、海洋の浮遊物。これは漁民の方にもお願いしてですね、委託金というようなものも組んで、漁船が漁に出て、帰りにごみを取って帰ってもらえないか。そういうような発案もしていくべきではないかなと思います。これは微々たるもんだと思います。漁船が出て取ってきても、何キロぐらいのものしか取ってこれませんので。でも、我々のこの沖合にある、漁に影響の出るようなもの、それから船の航行に影響に出るようなもの。こういうものをしっかりと、どうすれば減っていくのか、どうすれば後を断つことができるのか。こういうところまで考えていく必要があると思います。

大変難しいこととございますけれど、やっぱり一つの町レベルではなく、町長自らも、ほかの市町村にも問い掛けてですね、連携を取ってやらざるを得ないところがあると思います。

なかなか聞いておりますと、この温暖化によって水がだんだんと不足していく。それから、砂漠化もかなり地球規模で進んでおりますし、この砂漠化が農作物もできないような状況を増やしていく。それから、今言う森林木材も減っていく。

それと、我々の口に入る食べ物。例えば牛肉なんかにしてもですね、アメリカの方では何千町歩とかいうところで牛を飼っているようですが、この牛に食わす食料がないというような状況があるようです。国際レベルでトウモロコシができなくなった。トウモロコシを作るには水資源を確保せないかん。このような状況が循環的に起きているようでございます。

我々は、できたら今、生活レベルを1割落とすかというぐらいまで考えていかないと、なかなか難しいと思います。ごみ問題にしても、私もあまりよく知らなかったがですけど、石油製品が開発されてプラス

チック製品等ができておりますけれど、ほとんど我々の生活の中にありますよね、プラスチック。今のこの表紙なんかでもそう。それがいつの間にかごみになって、17（いちなな）ミクロンいいますかね、それぐらいの小さな粒になって空気中を飛んでいるようです。それから、海水の中でもそういう小さいものが、エビの稚魚が食べて、そのエビをまた小魚が食べるというふうな、順繰りで各魚体にも影響が出ているようです。

これは私がこんなところで質問しても意味はないかも分かりませんが、みんなでもうちょっと、今原点になって考えないかながやないかなという気を持ちましたので、こうして質問しております。ぜひですね、行政もその2050年を目指すなら、同じ市町村同士のトップが話し合いしたり、議長がまた議長会で話し合いされたり、やっぱりこういう問題を真剣に考えていく必要があると思いますので。

そこらあたりの気運をひとつ、町長もう一回、お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

ごみ問題、課長の方から詳しく整理してもらいましたが、地球規模の問題、山崎議員が今提示されたようにマイクロプラスチックの問題ですね。これ、非常に改良出て問題になっております。

これは、実はプラスチックの問題、35年ぐらい前から問題になっておりました。それで、そのときはレジンペレットといって、もう少し大きいプラスチックのごみのことでしたけど、そのレジンペレットというのはプラスチックの製品を作る原料となるもので非常に取り扱いが雑でしたので、その分についてはその関係する人の努力で、各企業に対して啓発することによって減ってきました。

ところがその後、さらに小さい、いわゆる1ミリナノでしたかね、すごい小さいやつ、これがすごく今問題になっておって。これは、石油製品というのは結局、小さく小さくなっていつてなくなる。そして、やがて生態系に帰ってきて、それが人間の成長ホルモンとかホルモン系の方に作用するんじゃないかと心配されてる状況で、まだはっきりした実証実験とかいう報告がされてません。

こういうことに対して、やはり●であったり、我々はごみを出さないこと。まずこれが一番で、そして、できれば海岸に出てごみを拾う作業。これは一市町村だけではなくて、議員おっしゃられたように広域で、全国で連携していかなければならないし、既にNPOとかNGO、そして私はというと漂着物学会という学会がありまして、そこでも盛んにやられております。そこに連携しながら、ごみを回収する作業も必要かと思えます。

それからもう一つ、地球温暖化の件に少し触れまして、非常に大きな問題だから我々ではどうしようもないんじゃないかという私はそうは思わなくて、最近の動きの中では、具体的に町としてできることがあると思ってます。

例えば、今具体的に考えられるのは、防災力の強化と絡めて考えたいと思っていますけれど、公共施設における電力由来のCO2の排出減少を検討していきたいと思っています。

現在も公表されておりますこの黒潮町のCO2の排出量、これは全部で7万6,020トンといわれております。そのうちの電力由来のCO2排出量は28.5パーセントの2万1,685トンというふうなのが、考慮されている数字でございます。

その電力由来の二酸化炭素のCO2の排出量を、公共施設の電力を太陽光等の再生エネルギーを組み込む形で減らしていつて、併せて、指定避難所における非常電源の充実を図っていく。こういうことを現実的

に進めなければならないのではないかと感じておりました。これは、黒潮町はものすごい先進的なことを考えてるんじゃないかと、もう全国的な自治体がこのことを考えて、業者なんかの提案がたくさん来ております。

ただ、当町におきまして、このような政策をやるとして、財政事情からして現実的にこのような事業を推進するにはかなりの町費が発生しますので、通常のやり方ではなくて民間活力活用、PPA、そのような方法で、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

議長、5 時になりましたけど、もうちょっとかまんですか。

（議長から「はい。延長しますので」との発言あり）

よろしくお願いします。

町長、ぜひですね、前向きにそういうことを頭のどこかに置いて、各連携市町村長と連携できることは連携して、新たな目指すものを探していつてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次へ移ります。3 番、統計の分析についてというような題でございますけれど。

統計の重要性を認識し、過去のデータをまとめ、現状分析や未来に生かす各課の統計は取れておりますか、という質問です。

町政要覧というものがありまして、町政要覧はここ何年かの分、5 年、10 年の分をまとめて、町の状況把握をするための資料として大変重要なものと考えております。

その 1 番としてですが、まず、町政要覧の発行の現状と今後の考えはどうかということでお聞きます。

町政要覧、もうだいぶ古いんじゃないかなと思いますけれど、私の手元にあるのは 2009 年 3 月発行の部分でございます。ほかに新たながあるかどうか分かりませんが。

取りあえず、お聞き致します。

議長（小松孝年君）

本日の会議は、都合により延長します。

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは山崎議員の、統計の分析についてのカッコ 1、町政要覧の発行の現状と今後の考え方につきましてお答えを致します。

黒潮町の町政要覧は、平成 20 年 6 月に策定した第 1 次黒潮町総合振興計画を補完する資料として、町の概要といったあらましを紹介する本編と、人口や財政など、各種の統計データをまとめた資料篇で編成され、平成 21 年 3 月に発行しております。

町政要覧につきましては、平成 21 年 3 月の発行以降改定等は行っておりませんが、現在、黒潮町総合戦略の策定、そして各種の施策を展開するに当たり、統計データ等を活用して分析を行い人口ビジョンを作成し、将来の展望を予測しながら目標値の設定等を行っております。

さらには、毎年更新しております総合戦略におけるアクションプランや主要事業概要の作成におきましても、統計データ等を活用し事業計画協議を実施しているところでございます。

なお、町政要覧の資料編につきましては、現在、平成元年までのデータを基に整理をしている状況でござ

ざいます。

今後につきましては、町政要覧の在り方を協議しつつ、一つの作成の目安として、経過期間が令和4年度までとなっております黒潮町総合戦略の改定に合わせ、町政要覧の作成を検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

大変失礼致しました。2021 年に発行されちよう。

（企画調整室長から「違います。平成 21 です。2009 年です」との発言あり）

2009 年。要はこれですね。

（企画調整室長から「はい」との発言あり）

で、その町政要覧は何部ぐらい発行しておりますか。これはですね、町の自分とこの規模を示す素晴らしい資料だと思うわけですが、どういう活用をされるために何部ぐらい印刷されておりますか。

というのはですね、町政要覧は、他の市町村等から来客がありますよね。視察とか。そういう方にも見ていただいて、町の規模とか人口とかそういうものが一発で分かるわけですよ、大体のところ。で、ぜひそれはお互い、各市町村とも作っていると思うがですけど、大体どれくらい部数は発行しているのか。で、どういう利用されているのか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

実はその町政要覧、私担当したときに作ったもので、答える形になるわけですが。そのときの記憶では、全戸世帯数 5,000 部、5,000 枚、プラス 2,000 部、7,000 部ぐらいの配布、印刷だったと記憶しています。

その種類と、今お手元に持っている種類ともう一種類の写真のやつと、2 セットで制作した記憶がございます。

（山崎議員から「で、どういうふうにご利用させようか」との発言あり）

失礼しました。

作った後の利用は、山崎議員おっしゃられたように町来の方に対して、各家庭に配った以外は、残ったやつは 2,000 ぐらいは来庁者。いろんな方がおいでるときに、町の概要を説明するときに使ったりしました。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この町政要覧も中を見ておりますと、数値の羅列、数字ですね。数字の羅列、年度ごとの。いうことになっておりますけれど、グラフ化してもうちょっと、折れ線グラフで変化が見えるとか、それから棒グラフでやるとかいうようなことも付け加えたらどうかと、私は感じておりますけれど。

将来の、資料編のこの町政要覧はこのまんまで大体いく予定ですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

基本ベースは、もちろん比較できるように以前のものを使わせていただくというふうを考えておりますが、先ほども申し上げましたように町政要覧の在り方自体は、次回作るときには再度協議をさせていただきまして、時代は変わっております。そういったこともありまして、より見やすいもの、より企画のしやすいものでなければならないというふうに思っておりますし、そもそもその冊子自体の必要性も含めて、また考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

もう一点、その2,000部ぐらいの余分ながは、来客者に対しても配るし、それから町内も、学校とか関係施設、企業、大きな企業とか。そこらにも来客もありますし、町をアピールする一つのデータとして利用してもらおうの方がええがじゃないろうかとも思いますので、その配布先をもうちょっと具体的に考えてやられたらどうかと思いますが。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問の方にお答え致します。

議員おっしゃられるように、作成すれば、より使っていただけるように、役に立つようにというふうに考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

その2番に移りますが。

行政報告の10年間の状況を毎年分かるように追記し、まとめて、町民のために活用すべきではないか。また、写真の活用も必要ではないか、という質問でございます。

これは、毎年行政報告が出されておるわけですけど、決算時に。このデータを各課がそれぞれ、これはデータとして10年間を継続して比較できるようなものにしていこうと。業務報告の中をピックアップして、大事な歴史に残していこうというような考え方を持っていただければありがたいと思うわけですけど。

それから、その写真等もですね、現場の変化の写真、それから歴史を残すためには、こういう写真で残して10年の変化を見せていくというようなことも大事ではないかと思っておりますけれど。

そこも踏まえて、お答え願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは山崎議員の一般質問の3番のカッコの2番、10年間の推移が確認できる業務報告につきまして、通告書に基づきお答えをします。

議員のご質問は、10年間程度の業務の推移が確認できる資料等を作成し、それによるデータや写真等を活用することで住民の皆さまに資するよう、今後の計画策定や業務の執行の一助とすべきであるのご提案であると考えます。

議員のご質問にありました、これまでの業務の執行状況を振り返ることができる資料としましては、まず、業務執行報告書が挙げられます。

業務執行報告書につきましては、毎年度、当該年度に、各部署で実施されました業務の取りまとめを行い、一年間の実績を掲載するとともに、決算額を付記することで歳入歳出決算書との整合性を持たせ、決算を審査する際などの資料としても活用できるものとして編成を行っております。

しかしながら、議員がご提案されます写真等を活用しました10年間の推移を表した業務報告につきましては、この業務執行報告の目的とは異なるものと考えられ、既存の業務執行報告書の形態での編成は困難であると考えられます。

このため、新たに過去のデータ等を取りまとめ、分析を行った上で、新たな冊子等を編成する必要があるものと考えられます。

しかしながら、現状では、南海トラフ地震対策や新型コロナウイルス感染症対策などのための職員の業務量を勘案しますと、これ以上の業務量の増大は困難であると考えられます。

また、主要事業等に関しましては、各課におきまして事業計画書を策定している業務も多数あるものと把握をしております。

この事業計画書の策定の際には、過去10年間のデータを活用するまでに至ってはおりませんが、過去数年間のデータを活用しましてこれまでの事業の推移を確認することで、事業の検証や事業効果などの分析を行い次期計画の策定に役立てており、ご指摘の住民の皆さまのためのデータの活用的一端が果たしているもの考えます。

現状では、職員の業務量の増大により、新たにデータ等の取りまとめを行ったり新たな冊子等の編成は困難であると考えられますが、議員のご提案は貴重なご意見として承り、また、議員がご指摘されます視点をもって、各種の事業計画書の充実、またはより分かりやすい業務執行報告書とするよう、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願い致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

5時も過ぎまして、疲れも出ているとは思いますが。

総務課長の今の答弁で気になるのは、何か、私の方が業務報告書をもっとより良くせよ、というような意味合いに取られたのではないかと思いますけれど。

データというのは、10年一昔といいまして、この過去のデータを各担当は10年分を今までの業務報告の中から引っ張り出して、各担当に必要な所、10年分のグラフ作るというのがそんなに大変なことじゃろうかと思うわけですが。妙に、少し解せんというところがございします。

ぜひですね、その町民が、商業、農業、水産業、それぞれで活用できるような、グラフとか、10年の過

去の実績とか、そういうものを見える状態にしておかないとですね、町民も情報は欲しい。そういうときに役場へ行ったら、あ、書類関係やったらこういうグラフがある、こういうデータがありますよと。そういうものを作ったらどうですかという、私は提案をしておるわけですけど、何か、忙しいからとかいうような言葉も出てまいりましたけど。

総務課長、申し訳ないですけど、ぜひ総務課長がおる間に、もう少しになりましたけれど方向を変えてですね、各課長会でそういう視点で考えていただけないでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

山崎議員の再質問にお答えします。

データに関しましては、担当の方で確認しますと、平成 19 年度の業務執行報告書のデータから全てあるということです。

当然、各担当におきましても、データにつきましてはそれぞれの担当者の中で保管をしているものと思います。

10 年間の流れを記したデータの統一というところですが、図化であったり写真等を添付したということですが、振り返る必要がありましたら各担当の方で、当然ながら振り返りの資料等は作成されます。

それと、答弁でもお答えしましたが、業務計画書の中で 3 年間とか 5 年間のデータの比較を行いまして分析をしたりしておりますので、データの活用は図れておると思います。

で、僕が各課に号令をするよりも、もう事前にやっておるということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

立つ鳥跡を濁さずという言葉もありますけれど、ぜひ。

町長、その各管理職とも、これは私は提案ですので、10 年作れとかいうことじゃなくて、5 年でも 3 年でもできる資料を今から作っておいた方が、今後、黒潮町史を編さんする場合でも、また 10 年後、20 年後に作る場合でも役立つものと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが。

もう一度、町長、お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

山崎議員おっしゃられるように、町のデータですね、いろんな分野のデータがございます。

それは非常に貴重なもので、やはり今後の施策、あるいは歴史の振り返りなどにも非常に貴重なものかと認識しておりますので、今後はですね、冊子ももちろん大事ですけど、検索しやすいデータとして蓄積を重ねて、できるだけ見つけやすいような方法で、各担当と調整しながら、町としてそういうデータの管理をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ちょっと時間も残っておりますけれど、5 時も過ぎました。

それから、今期で辞められる総務課長、それから住民課長ですか、ぜひ今までの経験を今後も、役場、黒潮町の発展のために利用して、応援していただきたいと思います。

今、これから辞められるという方に、ぜひ希望を持った明るい人生が始まることを願ひまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

延会時間 17 時 14 分